

令和5年度笠間市
予算特別委員会記録 第3号

令和5年3月9日（木曜日） 午前10時00分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算

議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算

出 席 委 員

委 員 長	益 子 康 子 君
副 委 員 長	坂 本 奈 央 子 君
委 員	酒 井 正 輝 君
〃	河 原 井 信 之 君
〃	鈴 木 宏 治 君
〃	川 村 和 夫 君
〃	内 桶 克 之 君
〃	石 井 栄 君
〃	石 松 俊 雄 君

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

監 査 委 員 事 務 局 長	中 庭 聡 君
監 査 委 員 事 務 局 長 補 佐	松 岡 進 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
消 防 長	堂 川 直 紀 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
産 業 経 済 部 長	古 谷 茂 則 君
消 防 本 部 消 防 総 務 課 長 補 佐	来 栖 孝 滋 君
消 防 本 部 消 防 総 務 課 係 長	大 熊 光 司 君

消防本部消防総務課係長	中村幸二君
消防本部予防課長	中村浩一君
消防本部予防課長補佐	菊地光穂君
消防本部警防課長	谷口哲也君
消防本部警防課長補佐	中村猛君
市立病院事務局経営管理課長	斎藤直樹君
市立病院事務局経営管理課係長	石塚貴則君
学務課長	稲田和幸君
おいしい給食推進室長	根本薫君
指導室長	野沢宗嗣君
学務課長補佐	仁平秀明君
学務課長補佐	豊田修司君
学務課G長	中澤信二君
学務課G長	河内和也君
学務課G長	中田雄久君
学務課主査	高松慎一君
学務課主査	川嶋進君
生涯学習課長	松本浩行君
生涯学習課長補佐	山本明子君
文化振興室長	柴田裕実君
生涯学習課G長	川野邊祐子君
生涯学習課主査	安齋岳美君
生涯学習課主査	竹江美佐夫君
笠間公民館長	横田繁稔君
友部公民館長	高松繁樹君
岩間公民館長	小松崎慎治君
笠間公民館主査	村田要君
笠間公民館主査	関真実子君
笠間図書館長	谷田部仁史君
友部図書館長	加藤忠君
岩間図書館長	須藤賢一君
笠間図書館主査	矢作幸枝君
友部図書館主査	綱川典昭君
岩間図書館主査	臼井里恵君
農政課長	礪山浩行君

農	政	課	長	補	佐	菊	地	恵	一	君		
栗	ブ	ラ	ン	ド	戦	略	室	長	藤	咲	篤	君
農	政	課	主	査	島	田	耕	一	君			
農	政	課	G	長	石	崎	武	君				
農	政	課	G	長	川	又	英	人	君			
商	工	課	長	小	松	崎	守	君				
商	工	課	長	補	佐	桑	嶋	一	志	君		
商	工	課	G	長	山	口	富	男	君			
商	工	課	G	長	松	葉	茂	博	君			
観	光	課	長	山	内	一	正	君				
観	光	課	長	補	佐	野	沢	力	君			
観	光	課	G	長	中	山	考	司	君			
観	光	課	G	長	関	根	聡	美	君			

出席議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	西	山	浩	太
議	会	事	務	局	次	長	堀	内	恵美子
次	長	補	佐	松	本	光	枝		
係			長	神	長	利	久		
係			長	上	馬	健	介		

午前10時00分開議

○益子委員長 委員の皆さん、おはようございます。連日御苦労さまです。本日は予算特別委員会の2日目であります。よろしくお願いいたします。

御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日は、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、市立病院、教育委員会及び産業経済部所管の審査を行います。

議案の説明のため出席を求めた者は、名簿のとおりであります。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いいたします。

本日の審査に入ります前に、昨日の税務課の質疑に対する答弁に訂正があるとのことです。ここで発言を許可いたします。

税務課長山崎由美子君。

○山崎税務課長 税務課の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の予算特別委員会におきまして御説明いたしました内容につきまして、訂正をさせていただきます。

17ページの固定資産税の増額要因としての大規模太陽光発電施設に関し、地目変更の影響を私、10倍から20倍と御説明いたしましたが、施設全体で雑種地となる部分、調整池となる部分、山林となる部分とそれぞれございまして、総額で考えますと21倍の見込みでございました。また、山林から雑種地に変わる場合の単価と限定いたしますと、当該地域の課税標準の平米単価は山林は26.4円、雑種地は1,466円となりますので、率にいたしますと56倍でございました。おわびして訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○益子委員長 御苦労様でした。

最初に、監査委員事務局所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

監査委員事務局長中庭 聡君。

○中庭監査委員事務局長 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算のうち、監査委員会事務局及び公平委員会所管の歳入、歳出予算について御説明いたします。

初めに、公平委員会予算について説明いたします。

21ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

上から2段目の13款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節公平委員会費負担金の1万円は、公平委員会を共同設置する笠間地方広域事務組合から収入する負担金でございます。

次に、歳出でございます。

72ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、11目公平委員会費の39万2,000円は、公平委員3名の月額報酬や旅費でございます。

次のページに移りまして、73ページ、18節負担金補助及び交付金は、茨城県、関東、全国を単位に組織しております各公平委員会連合会への会費や研修・会議等に出席する負担金でございます。

続きまして、監査委員事務局予算の説明をいたします。

歳入はございませんので、歳出のみになります。

87ページを御覧ください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の2,560万円のうち、人件費を除く主なものにつきましては、監査委員3名の月額報酬や旅費、11節役務費はタブレット利用による通信料でございます。

次のページに移りまして、88ページ、18節負担金補助及び交付金は、茨城県、関東、全国を単位に組織しております各監査委員会への年会費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員が退席いたしました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

以上で監査委員事務局所管の審査を終了します。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午前10時04分休憩

午前10時05分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会事務局所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 農業委員会事務局の福嶋です。よろしくお願いいたします。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算のうち、農業委員会事務局所管の予算について御説明させていただきます。

○益子委員長 ここで石井委員が着席いたしました。

すみません、続けてください。

○福嶋農業委員会事務局長 初めに歳入ですが、予算書の33ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1億2,074万5,000円のうち、下から4行目になります、農業委員会交付金405万1,000円は、委員の報酬に関わる交付金となります。

その下の農地利用最適化交付金は、農業委員と農地利用最適化推進委員の農地利用最適化の活動に対して交付され、227万9,000円を見込んでおり、委員の報酬に充当いたします。

次に、42ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入4億1,015万3,000円のうち、47ページまで飛んでいただきまして、説明の欄、上から10行目、農業者年金事務費委託金として53万8,000円を収入するものです。

歳入については以上でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

予算書130ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の予算額は6,278万8,000円でございます。主な内容について、説明の欄により説明させていただきます。

1節報酬1,501万9,000円の内訳といたしまして、説明の欄、上から1行目、農業委員報酬925万2,000円は、農業委員19名の報酬となります。月額、会長は4万6,000円、会長代理は4万2,500円、委員は4万円の報酬となっております。

その下、農地利用最適化推進委員報酬390万円は、担当する13地域において農地利用の最適化を推進する委員13名の報酬で、月額は2万5,000円となります。

131ページを御覧ください。

上から3段目の欄、8節旅費147万円の内訳といたしましては、費用弁償126万3,000円は、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査や研修に伴う費用弁償となります。

次に、10節需用費62万5,000円の内訳といたしましては、消耗品費60万5,000円は、委員手帳、業務必携、活動記録簿等の購入費用や、農業委員が耕作放棄地を再生した圃場でサツマイモを栽培し、市内の園児等の収穫体験を行うための肥料や資材等の購入費用となります。

次に、11節役務費106万1,000円は、農地法に基づく農地の利用意向調査の送付、返信用の郵送料及び農業委員が使用するタブレット21台や現地調査用のタブレット13台のデータ通信料となります。

次に、12節委託料197万5,000円の内訳としましては、上から1行目の会議録作成委託料39万1,000円は、毎月開催されます総会の会議録を作成する委託料となります。

その下の農地地図情報委託料158万4,000円は、農地を1筆ごとに管理する農地地図情報システムの委託料で、土地情報、地図、航空写真、農業振興地域などの情報を一元化し、

事務の効率化と簡素化を図るものであります。これは、令和9年度まで5年間の債務負担行為で、令和5年度が1年目となります。

132ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料66万円は、農業委員、推進委員の研修のバス借上料や会議用ソフトなどの使用料となります。

15節原材料費16万5,000円は、サツマイモ栽培に伴う苗代となります。

18節負担金補助及び交付金97万5,000円の主なものは、1行目の茨城県農業会議負担金や、6行目の中央地区農業委員会会長会負担金などがございます。

以上が農業委員会の予算の主な内容となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 131ページなのですが、農地地図情報の委託料ですが、前から委託はしていたと思うのですが、今年、債務負担行為を取って5年から9年という形でやるという説明がありましたが、この情報の更新というのは1年ごとに更新されるのか、更新がいつにされるのか、教えてください。

○益子委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 委員の御質問のとおり、1年ごとに情報の更新を行っております。航空写真等、税情報等も含めて、1年ごとに更新を行っております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その情報というのはタブレットを持っていると思うのですが、そちらに反映はされて、操作のときに反映ができるのかどうか、確認したいと思います。

○益子委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 現地調査をするときのタブレットにも毎年更新したデータを載せて、現地調査をしております。ただ今回、今までは市のシステムで現地調査も行っていたのですが、令和5年からは国から配付をいただきました新たなタブレットを使って、国のeMAFFという農林水産省のシステムを使って現地調査をするということになります。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 先ほどタブレットの説明もあったのですが、21台は委員が持っていて、13台という、その13台がそのものなのですかという。

○益子委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 その13台が、新たに推進委員に交付された国からのタブレッ

トということになります。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

以上で農業委員会事務局所管の審査を終了いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

消防本部消防総務課長補佐来栖孝滋君。

○来栖消防本部消防総務課長補佐 消防総務課来栖でございます。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算のうち、消防本部所管分について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

第4表地方債。

12ページを御覧ください。

上から4段目、岩間消防署整備事業債、消防本部庁舎整備事業債、常備消防車両更新事業債につきましては、22款市債において御説明いたします。

まず、歳入でございます。

23ページを御覧ください。

下のほう、14款使用料及び手数料、2項手数料、25ページを御覧ください。上から2段目、5目消防手数料、1節消防手数料350万円、これは、危険物を取り扱うガソリンスタンドや工場など危険物施設の設置及び変更許可申請に係る手数料でございます。

26ページを御覧ください。

中ほど、15款国庫支出金、2項国庫補助金、28ページを御覧ください。一番下の段、5目消防費国庫補助金、1節消防費補助金4,461万1,000円、内訳は、消防防災施設整備費補助金として耐震性貯水槽2基分548万6,000円、下の行、緊急消防援助隊設備整備補助金として救助工作車更新費用3,760万6,000円、次の29ページを御覧ください。一番上の段、消防団設備整備費補助金として、現場用トランシーバー及び消防団員用高視認性雨衣購入費151万9,000円でございます。

続いて、41ページを御覧ください。

下のほう、21款諸収入、4項雑入、次の42ページを御覧ください。5目雑入、2節雑入、

47ページを御覧ください。下から7行目、消防団員退職報償金受入金2,405万円、これは消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金でございます。

下の行、高速自動車道救急業務支弁金650万2,000円、これは、高速自動車国道における救急業務において、東日本高速道路株式会社から支弁金が支払われるものでございます。

次のページを御覧ください。

22款市債、1項市債、5目消防債5億9,920万円を計上してございます。岩間消防署庁舎整備や消防本部庁舎整備、友部消防署に配備する救助工作車の更新に市債を充てるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

167ページを御覧ください。

下のほう、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算額11億439万1,000円、比較、729万1,000円の減。財源内訳は、特定財源のうち、その他1,171万8,000円、一般財源10億9,267万3,000円でございます。

2節給料から、次の168ページ、4節共済費までは秘書課所管ですので、7節報償費から御説明いたします。

7節報償費203万7,000円、うち施設使用謝礼202万2,000円、これは、市内に設置してあります防火水槽674基の土地賃借の謝礼でございます。

次に、1段飛びまして、10節需用費1,071万1,000円、うち消耗品費716万5,000円、これは、職員の活動服や救急服などの貸与品、事務用品などの購入費用でございます。

3行目、医薬材料費330万6,000円、これは、救急業務で使用するディスポグローブやガウン、薬剤や除細動パットなどの購入費用でございます。

次に、下の段、11節役務費499万2,000円、うち通信運搬費308万9,000円、これは、固定電話や災害現場等で使用する携帯電話などの使用料でございます。

下の行、諸手数料136万1,000円、これは、深夜業務に従事する交代制勤務職員には6か月に1回の定期健康診断が義務づけられており、その健康診断手数料が主なものでございます。

169ページを御覧ください。

上から2段目、12節委託料47万円、これは、救急業務で発生する医療廃棄物処理委託料23万6,000円、救急救命士が日常的に実施する救急救命措置の能力向上を図るための病院実習委託料15万円が主なものでございます。

下の段、13節使用料及び賃借料99万8,000円、うち、一番下の行、寝具リース料43万5,000円、これは、交代制勤務職員の衛生的な環境を整えるため、敷き布団やマットレスをリースする費用でございます。

一段飛んで下の段、17節備品購入費118万8,000円、これは、火災等で着用する防火服の購入費用が主なものでございます。

一番下の段、18節負担金補助及び交付金2,262万円、170ページを御覧ください。欄中ほど、消防大学校入校負担金43万1,000円、茨城県立消防学校入校負担金216万円、これらは、職員の資質の向上を図るための専科教育や新規採用職員の初任教育のための入校負担金でございます。

1行飛んで下の行、茨城消防救急無線指令センター運営協議会負担金1,818万1,000円、県内20消防本部で構成する消防指令センターの運営負担金でございます。

一番下の行、大型自動車免許取得事業負担金96万8,000円、これは、新規事業でございます。安定した消防業務遂行のため、交代制勤務職員を対象に大型自動車免許取得に係る費用を負担する事業でございます。令和5年度4名、以降も継続してまいります。

次に、下の段、2目非常備消防費、予算額8,038万8,000円、比較186万4,000円の減、財源内訳は、特定財源のその他2,405万4,000円、一般財源5,633万4,000円でございます。

1節報酬2,812万4,000円、これは、消防団員の階級に応じて支給する年額報酬や火災等の災害に出動した際の出動報酬でございます。

下の段、7節報償費2,416万2,000円、うち下の行、退職消防団員報償金2,405万円、これは、退職した消防団員に対し、階級や在団年数に応じて支給する報償金でございます。

次に、下の段、8節旅費716万2,000円、うち費用弁償712万2,000円、これは、消防団員が訓練等に出動した際の費用弁償でございます。

171ページを御覧ください。

上から3段目、10節需用費115万8,000円、うち消耗品費105万6,000円、これは、新入団員の活動服の購入が主なものでございます。

1段飛んで、13節使用料及び賃借料87万5,000円、うち消防団管理システム使用料76万6,000円、これは、消防団員の人事台帳、報酬、表彰の管理など事務の効率化を図るため導入したシステム使用料でございます。

1段飛んで、18節負担金補助及び交付金1,848万6,000円、うち中ほど、消防団員公務災害共済基金掛金136万9,000円、これは、消防団員の公務上の損害補償などに要する掛金でございます。

下の行、消防団員退職報償金掛金1,382万4,000円、これは、退職消防団員が退職する際に退職報償金を支給するための掛金でございます。

下の行、消防団員福祉共済掛金186万円、これは、消防団員が安心して活動できるようにする共済制度の掛金です。団員の活動が公務か否かにかかわらず、死亡または傷害を受けた場合の弔慰金や見舞金などが支給されます。

続いて、次の172ページを御覧ください。

2段目、3目消防施設費、予算額7億8,339万9,000円、比較4億4,421万7,000円の増、財源内訳は特定財源のうち、国県支出金4,461万6,000円、地方債5億9,920万円、その他3万円、一般財源1億3,955万8,000円でございます。

10節需用費3,698万4,000円、燃料費は、消防本部所有の車両、消防団車両の燃料が主なものでございます。光熱水費は、消防本部及び消防署、消防団詰所の電気料が主なものでございます。

下の段、11節役務費294万5,000円、これは、浄化槽くみ取り手数料や消防車両の車検に係る諸費用、保険料などが主なものでございます。

173ページを御覧ください。

2段目、12節委託料3,539万9,000円、うち、上から2行目、管理業務委託料1,285万4,000円、これは、消防本部庁舎の屋根外壁改修工事及び岩間消防署建設工事に係る管理業務委託料でございます。

下から2行目、消防指令システム移設業務委託料1,443万2,000円、これは、既存の岩間消防庁舎から新設の岩間消防庁舎へ消防指令システムを移設するための業務委託料でございます。

一番下の行、器具点検保守委託料368万1,000円、救急現場で使用する心電図モニターや火災現場で使用する空気ボンベ等の保守点検委託料でございます。

下の段、13節使用料及び賃借料47万4,000円、うち、上から2行目、公用車リース料44万9,000円が主なものでございます。

14節工事請負費4億9,741万円、うち、上から2行目、防火水槽設置工事費1,700万円、これは、防火水槽2基分の設置工事費用でございます。

下の行、庁舎改修工事費1億4,399万円、これは、消防本部庁舎の屋根、外壁の改修工事費でございます。

174ページを御覧ください。

上から2行目、消防施設撤去工事費1,194万5,000円、これは、統合再編により使用しなくなった消防団詰所1か所及び防火水槽7基の撤去工事費でございます。

一番下の行、岩間消防署建設工事費3億2,216万3,000円、これは、岩間消防署建設に係る工事費でございます。

17節備品購入費1億9,331万5,000円、友部消防署に配備する救助工作車の更新及び岩間消防署の備品購入が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金1,452万円、これは、消火栓10基分の設置負担金でございます。

下の段4目災害対策費は、市総務課所管となります。

最後に、224ページを御覧ください。

継続費について御説明いたします。

上から2段目、8款消防費、1項消防費、岩間消防署整備事業でございます。令和4年6月から2か年計画で、令和6年3月に完成予定としており、全体計画5億6,900万円、うち令和4年度に39.2%に当たる2億2,304万9,000円を支出、令和5年度に残り60.8%に

当たる3億4,595万1,000円を支出予定でございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計予算のうち、消防本部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

石井委員。

○石井 栄委員 それでは説明に対してお聞きいたします。173ページの14節の工事請負費、防火水槽設置工事費1,700万円が記載されております。それで現在、防火水槽というのは市内に何基あって、その修繕が必要だと思われる箇所というのは何件あるのでしょうか。

○益子委員長 お願いたします。

○谷口消防本部警防課長 消防本部警防課長谷口でございます。

水利の数でございますが……。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時36分再開

○益子委員長 谷口哲也君、お願します。

○谷口消防本部警防課長 水利の数でございますが、防災水槽1,163個で、そのうち今回要望しました修繕7基が、修繕に必要な防火水槽となっております。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、点検などが計画的に行われていると思うのですけれども、点検、防火水槽の修繕が必要なのかどうか、そういう点検はどのように、年に1回行っているとか、2年に1回行っているとか、その回数も含めてどのように点検がされているのか、お願をいたします。

○益子委員長 谷口哲也君。

○谷口消防本部警防課長 ただいまの点検の回数でございますが、管轄する消防署が防火水槽、消火栓を含めまして年1回、もしくは2年に1回点検をし、修繕の有無を確認しております。

以上です。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 じゃあ、それは結構です。分かりました。

次の質問なのですが、一つは、168ページの通信運搬費308万9,000円が計上されております。それとでもう一つ、170ページに、これは茨城県消防救急無線指令センター運営協議

会負担金1,800万円余りが計上されております。患者の救急搬送のために、この通信運搬費とか指令センター、重要な役割を果たしていると思います。日夜頑張っている姿にまず敬意を表しますけれども、年末年始あたりに患者の搬送が遅れるという事態があったというふうに聞いています。搬送が遅れる事案のことを、何て言いましたっけ、何とかって言いますけれども、それも含めて年末年始の搬送が遅れる事案の件数などが分かりましたら、お願いしたいのですけれども。

○益子委員長 谷口哲也君。

○谷口消防本部警防課長 搬送困難事例ということで把握しております。令和4年、年末12月に関しましては搬送困難事例、現場で救急病院の手配に4件以上、現場滞在が30分以上という件数で40件、今年に入りまして1月が35件となっております。

以上でございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと現在、3月に入っていますけれども、2月、3月というのは、そういう事案は今のところ起こっていないということではないのですか。

○益子委員長 谷口哲也君。

○谷口消防本部警防課長 2月が12件ございました。3月5日現在、すみません、今日現在ではないのですけれども、1件ございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、相手のあることですので、病院のほうでの受入れが非常に難しいということで、こういう困難事案が発生しているかと思うのですが、この通信運搬費が足りないとか、それから指令センターの機能を発揮するために何か不足しているところ、財源的に必要なところというのはあるのでしょうか。

○益子委員長 谷口哲也君。

○谷口消防本部警防課長 今現在、ピークを越したというか、ピーク時期でも十分満たしていると認識しております。予算のほうは満たしていると認識しております。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員 現在、岩間消防署の新築工事をやっていると思いますが、174ページに今年の債務負担行為でやっている岩間消防署の建設工事費3億2,116万3,000円という形が載っていますが、この消防署自体が消防署員に女性の方々がいて、また女性の方々が異動したときに、その配慮というか、女性の意見を入れた消防署として機能していると思うのですが、そういうところを教えてください。

○益子委員長 来栖孝滋君。

○来栖消防本部消防総務課長補佐 御質問に対してお答えいたします。

岩間消防署に女性消防吏員も勤務させるという計画で進めまして、現在、2階に女性消

防吏員が寝泊まりできるような専用の部屋を造っております。その中には洗面、あとは洗濯機、あとはシャワールーム、あとは脱衣所、あとはベッド一式そちらで対応できるようになっております。

以上でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これから女性の署員も多くなると思うので、そこら辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点いいですか。その上に、消防施設の撤去工事ということで1,194万5,000円という説明がありました。これは、消防水利の古くなったものを撤去と、消防団詰所1か所撤去という、7か所かな、水利は撤去するというので、新設がその前のページで2基新設するということですが、消防水利というのは地域において面積換算で水利を計画的にやると思うのですが、それに代わる水利があるということで、その撤去をしているという解釈でよろしいのですか。

○益子委員長 谷口哲也君。

○谷口消防本部警防課長 委員のおっしゃるとおりでございます、今回の更新2基の防火水槽の更新という形でやっております。撤去の部分も、周りに代替する水利があることで撤去を進めております。

○内桶克之委員 分かりました。大丈夫です。

○益子委員長 ほかにありませんか。

酒井委員。

○酒井正輝委員 先日、議員に問合せの文書が来たその件で伺いたいのですけれども……。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 質疑を終わります。

以上で消防本部所管の審査を終了いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事業会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

市立病院事務局経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 市立病院斎藤です。よろしくお願ひいたします。

議案第42号 令和5年度笠間市立病院事業会計予算につきまして御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

第2条、業務の予定量でございますが、年間患者数は入院を延べ9,882人、外来を延べ2万3,814人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を98人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、収入の1款病院事業収益の総額を9億1,756万4,000円とするものでございます。

次に、支出の1款病院事業費用の総額を10億102万8,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、収入の1款資本的収入の総額を3,126万8,000円とするものでございます。

次に、支出の1款資本的支出の総額を5,259万4,000円とするものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。

第5条、企業債ですが、医療機器購入に係る財源として、病院事業債を起こすものでございます。この後御説明させていただきますが、エコー購入に伴うものでございます。

第6条は、一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。

第9条は、他会計からの補助金ですが、他会計からの補助金等をそれぞれ掲載いたしましたものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を1億5,797万円と定めるものでございます。

収入支出の主なものにつきましては、予算に関する明細書にて御説明をさせていただきます。

31ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款病院事業収益、1項病院収益、1目入院収益は、1日平均入院患者数27人で、3億1,128万3,000円を計上しております。

2目外来収益は、1日平均外来患者数98人で、3億3,000万円を計上しております。

3目その他の医業収益は1億8,806万3,000円で、前年比2,462万8,000円の減で計上して

おります。健康診断や予防接種等の公衆衛生活動収益、訪問看護収益、訪問リハビリ収益、居宅介護支援収益、その他休日夜間診療負担金等ですが、減額の要因は、在宅医療実施負担金の減によるものでございます。また、入院の個室料につきましては、今回議会でも出させていただきましたが、現在、市内居住者3,300円、市外居住者4,400円のところを、7月1日より市内居住者4,400円、市外居住者5,500円に変更いたします。

2項医業外収益、1目他会計負担金は、企業債利子負担金、プレコンセプション事業負担金、病児保育運営負担金、地域医療センターかさま施設管理負担金を合わせまして3,030万3,000円で計上しております。

2目他会計補助金は4,767万3,000円で、対前年比2,267万7,000円の増で計上しております。医師派遣受入補助金の増が、主な要因となっております。

3目患者外給食収益は、前年度と同額の156万円を計上しております。

4目長期前受金戻入は、国や県等からの繰り入れた補助金の減価償却見合い分の収入で797万5,000円を計上しております。

5目その他の医業外収益は、70万4,000円を計上しております。

3項特別利益は、科目計上のみとなります。

続きまして、33ページを御覧ください。

支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、病院職員の人件費のほか、休日夜間診療の医師や薬剤師、看護師等の報酬になど、5億2,140万2,000円を計上しております。このたびの議会でも出させていただきました看護師の夜勤手当につきましては、中ほどでございます、特殊勤務手当に含まれております。現在、3,500円から7,300円に引き上げて計上しております。

続きまして、34ページを御覧ください。

2目材料費は、薬品費、診療材料費、給食材料費など、1億5,797万円を計上してございます。

3目経費は、1億8,901万5,000円を計上しております。内容は、消耗品費や光熱水費等の施設管理に伴う病院分の経費、次の35ページになりますが、委託料で臨床検査、給食業務、医事業務、医療機器保守点検、地域医療センターかさま総合管理委託や負担金の人事交流事業県負担金、地域医療研修推進業務負担金等が主なものでございます。中ほどのプレコンセプションケア委託料は18万円でございますが、重要事務事業としております。また、病院の経営強化プランも、国のガイドライン「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営ガイドライン」が示されましたので、策定をいたします。

36ページを御覧ください。

4目減価償却費は、建物、機械、備品減価償却費などです。8,036万3,000円を計上しております。

5目資産減耗費は、棚卸資産減耗費と固定資産除却費で19万円でございます。

6目研究研修費は、826万4,000円でございます。

続きまして、37ページを御覧ください。

2項医業外費用、1目支払利息161万円は、企業債の利子償還でございます。

2目患者外給食材料費は、収入と同額の156万円を計上しております。

3目消費税及び地方消費税も、前年度と同様500万円を計上しております。

5目給与費1,281万4,000円は、病児保育の看護師及び保育士の報酬等でございます。

6目その他の医業外費用は、病児保育運営費、地域医療センターかさまの行政等部分の施設管理費等で1,978万6,000円を計上しております。

続きまして、39ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債360万円は、医療機器購入に係る財源として借り入れるものでございます。

2目出資金2,491万8,000円は、企業債の元金償還分と医療機器購入に係る一般会計からの出資金で、国の繰出基準に基づくものでございます。

3目補助金275万円は、医療機器購入に係る国保の特別調整交付金、直営診療施設整備補助金で、国民健康保険特別会計で収入し、病院会計に補助金として繰り出すものでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費は、先ほど収入で医療機器購入と御説明させていただきましたが、超音波診断装置、エコー機器が耐用年数が経過したため、装置を更新するものでございます。医療機器購入費として1,078万円を計上しております。

2項、1目企業債償還金は、企業債元金償還金4,181万4,000円を計上してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 個室の使用料が3,300円から4,400円、それから5,500円と、このように改定する方針が示されていますけれども、この改定する理由についてお願いします。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 改定する理由でございますが、光熱費などの燃料費が上がったということ踏まえまして、近隣、周りの医療機関等の個室料を調査しましたところ、個室料もいろいろなランクがあるのですけれども、市立病院とほぼ同等の個室で見ますと、今回、市のほうで市立病院のほうで設定しようとしています市外分ですが、

5,500円というところがとても多かったので、周りの医療機関に合わせたような形で設定させていただきました。また、市内の方については、今までもそうでしたが、それよりも1,000円安いような状況で設定しております。

以上です。

○益子委員長 石井委員、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○石井 栄委員 そうしますと、近隣の病院の費用の相場というのを見て判断をしたと、なおかつ、市民については1,000円安くすると、そういう考えで決めたと方針を、そういうことですね。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

川村委員。

○川村和夫委員 一つだけ、特殊勤務手当で、3,500円で据え置かれていたのは、これ何年ぐらい据え置かれていたのでしょうか。

○益子委員長 斎藤直樹君。

暫時休憩。

午前11時00分休憩

午前11時00分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 いつからというのは、手持ちがないのですけれども、国のほうの基準の改正に合わせてやっています。市民病院ができたときは3,500円でした。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかに。

河原井委員。

○河原井信之委員 31ページの入院収益と外来収益についてなのですが、平均患者数から算出されていますけれども、その単価、入院のほうは大体分かると思うのですが、外来する患者というのは、その診察とか診療の内容によって単価が変わってくると思うのですが、特に外来収益の算出根拠について教えてください。単価です。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 外来収益の単価でございますが、単価は1万3,857円の計算で98人、そしてそれを243日という計算で金額のほうを出させていただいております。平均です。一人一人違いますので、あくまで今までの実績等を基にしました単価の

平均で算出しております。

○河原井信之委員 分かりました。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 今、同じところなのですが、31ページの入院患者数、外来患者数、収益の金額なのですが、これは、これまでの何年間かの実績から出されていると思うのですが、それからの予算算出になっていると思うのですが、新型コロナウイルスが5類になった場合、そういうことは予算策定のときに想定をされていたのかどうかということをお伺いしたいのと、それに関連をしまして、病児保育の負担金、それから病児保育の費用、給与費だとか、あと医業外費用もあまり前年度と実績は変わってはいないのですが、ニーズとしては新型コロナウイルスに感染している子どもたちが5類になったときに病児保育に預けたいという市民も出てくると思うのですが、そういうことに対する考えとか、この予算にはそういうことに対して、どのように考えて組まれているのか、教えてください。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 まず、入院や外来の見込みなのですが、5類になったときということですが、正直、この先コロナがどうなるかというのは誰も分からないことだと思うのですが、現在、市立病院のほうは、まず方針から言いますと、5類になったとしても、これまでどおりコロナの患者のほうは診ていく予定です。

ただし、その方法などについては、車での診察とか、その辺は見直すような、発熱外来ですね、発熱外来については続けていく予定です。この外来の数なのですが、現在、発熱外来の数は、制限をしている状態でございます。なので、仮に発熱外来の数が減ったとしても、その分の何というのでしょうか、患者数は見込めるので、あまり人数的には影響がないのかなというふうに考えております。

病児保育につきましては、確かに今、コロナになられている方、診ないということがありますけれども、支出については、まず、現在、看護師1名、保育士2名ということで人数は変わらずやっていますので、支出については同じ予算ということになります。

以上でございます。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 発熱外来の人数をそのまま見込むというのは、それはそれで分かるのですが、5類になるということは一般病院で診られるということになります。しかし、新型コロナウイルスの特性というのは、変わらないわけじゃないですか。別に5類に変わる、こちら側の姿勢が5類に変わるだけであって、そうすると一定の設備投資だとか、それから発熱外来はいいかもしれないのですが、病児保育で子どもを預かる場合は、一定の何というのでしょうか、投資もしなきゃいけないと思うのです。そういうことについては、この予算の中には見込まれていないのだというふうに私は認識をされるのですけれ

ども、見込まれていないとするのであれば、今後そのことについては、どういうふうにし立病院としては考えていかれるのですか。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時06分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 情報では、今日あたり発熱外来のやり方の何か方針が国のほうで示されるというふうな情報が入っておりますが、そのような方針のほうを見極めながら、検討していきたいというふうに考えておりますので。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 先ほど個室料の話もありましたけれども、いわゆる笠間の市立病院の市民に対する役割とか、責任とかというのはあると思うのです。そうなってくると、民間の病院で診られない、問題があって行けない、そういう方たちをちゃんと受け入れると、受け入れられるというような体制をつくるべき病院が、市立病院だというふうに私は思うのです。そういう意味では、もう少し早めに発熱外来だけじゃなくて、病児保育の体制だとか、そういうものについても、この予算の中には入っていないのでしようけれども、入っていないのであれば議論をして準備をしていただきたいということをお願いします。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 確かに、例えば今まではコロナ、入院のほうもコロナになられている方とかは受入れをしないとかでしたが、今度5類になりますとそういったところも受け入れるというような話も出ておりますので、今の御意見いただきまして、検討していきたいと思えます。

○益子委員長 よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 その2類から5類への話なのですけれども、今、話がありましたように、国がコロナを2類から5類に分類を変えたとしてもコロナの特性はそれで変わるものではなくて、非常に大きな脅威であることは間違いないと思うのです。それで今、発熱外来とかそういうものの規制が変わって、どこでもできるだけ診られるようにしたいというふうに国のほうは言っているようだけれども、病院の経営者とか担当者の方は逆だと言っています。なぜかというと、補助が少なくなって、それでそれだけの体制を取って病院を運営することはできないから、逆にその病院の経営を続けるのは困難になるような可能性が高いと言っているわけです。

そういう中で、市立病院の果たす役割というのは大きいと思うのですけれども、その辺の国からの支援とか、そういうものについてはどういうふうになると考えているのですか、財政的な支援。

○益子委員長 答えられれば。

斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 現在のところは示されておられません。

○石井 栄委員 分かりました。

○益子委員長 ほかに。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 私、ちょっと入院したときがありまして、違う病院だったのですけれども、今も恐らく面会、その他というのはほとんどのところが出来ていないという状況だと思うのですが、お見舞いに自分の子どもだったり、親だったり、兄弟だったりといったときにインターホン越しに話せるようになっていたところがあったり、携帯電話でちょっと話してもいいのよというのがありましたけれども、入院した病院にもお願いとしてとちょっと書いたことがあって、面会室のようなものでもいいので、アクリル越しでもやっぱり姿を見られるというと、病気に対してのQOLやADLの向上につながるだろうというふうに思うので、今後もしそういった形で、一つの部屋で1日15分までですよとかという形でもいいと思うので、そういう設置を検討していただければと思って、お願いします。

○益子委員長 要望ということでよろしいでしょうか。

○鈴木宏治委員 要望で。

○益子委員長 では、もし答えられれば。

斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 市立病院のほうでは、現在のところ、そういった感じで面会のこの規制をしていますので、オンライン面会という形で実施しておりますので、利用していただければと思います。

○益子委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 さっき病児保育の話が出まして、37ページの医業外収入に期末手当とか報酬、それと病児保育の運営費ということで1,200万円程度が含まれているという中で、病児保育をするためのその保護者の条件、それが結構厳しいという話も聞かれていますので、その条件でどういう条件でやっているのか、教えていただきたいと思います。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 対象は6か月から小学6年生までということなのですが、確かに私のほうの耳にも入っているのですけれども、コロナでないような診断書を持ってこない、どうしてもコロナの病児を預かっちゃうと広まってしまうというの

がありますので、診断書の提出を求めています。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その診断書だけで受け入れ、あと保護者が連れて行って、迎えに行くという条件もあると思うのですが、何か医療職は使いやすければ、医療職以外使いにくいという話も聞くのですが、そういう点はないのですか。

○益子委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院事務局経営管理課長 それはございません。

○内桶克之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

以上で市立病院事務局所管の審査を終了いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。では、11時25分まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時22分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会学務課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

学務課長稲田和幸君。

○稲田学務課長 学務課の稲田です。よろしくお願いたします。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算につきまして、学務課所管の主な予算を御説明いたします。

議案書の22ページをお開きください。

歳入になります。

上段の13款分担金及び負担金、1項負担金、4目教育費負担金になります。小学校費、中学校費にそれぞれあります日本スポーツ振興センター保護者負担金は、子どもたちが学校の管理下でけがをしたときに給付される災害保険料の保護者負担金になります。また、スクールバスの保護者負担金につきましては、笠間小学校、笠間中学校のスクールバス利用者で遠距離通学に該当しない利用者、小学校におきましては4キロメートル未満、中学校におきましては6キロメートル未満の負担金となります。

続きまして、34ページをお開きください。

16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、3節中学校費補助金、その中の運動部活動指導員配置事業補助金は、部活動の外部指導員11名の配置に係る県の補助金にな

ります。

その下の地域部活動推進事業補助金は、部活動総括コーディネーターの配置や指導者の配置支援などを行いながら、部活動の地域移行を推進するための補助金になります。

歳入につきましては以上になります。

続きまして、歳出につきまして、新規事業を中心に主なものにつきまして御説明いたします。

初めに、176ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬の五つ目、パート報酬1億5,898万3,000円は、英語指導助手や特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、ICT教育指導支援員などの報酬となっております。

なお、令和5年度はスクールソーシャルワーカーを1名増員しまして、4名体制として支援体制の拡充を図っております。また、予算は秘書課所管になりますけれども、市直接雇用の講師として2名を採用し、学校へ配置し、教育体制の充実を図ってまいります。

続きまして、178ページをお開きください。

12節委託料の下から3番目、学力向上委託料371万3,000円は、算数学力向上モデル事業としまして、岩間地区の小学5年生を対象に、放課後、岩間第三小学校を会場に塾を開設しまして、学力向上を図るものでございます。

次に、その2段下の中学生台湾派遣事業委託料486万3,000円は、台湾交流事務所開設5周年記念事業としまして、市内中学校、義務教育学校から各校2名を選抜しまして、中学生親善大使として現地の中学生や大学生との交流やセレモニーへの参加など国際交流を行うものでございます。

続きまして、次のページ、179ページをお開きください。

一番上の医療的ケア児学校訪問事業委託料464万1,000円は、学校での医療的ケアが必要な児童に対しまして訪問看護ステーションへ委託し、看護師を配置するものでございます。

続きまして、次の180ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金の下から2段目、高校生等生活応援助成金3,000万円は、令和4年度に行います物価高騰による経済的負担の軽減のため、中学校等を卒業し、高等学校等への進学や就職をする生徒の保護者に対しまして、新生活を応援するための給付事業を令和5年度からライフステージに応じた子育て支援策として位置づけまして、一般財源で事業を継続するものでございます。

その下の中学生海外研修補助金180万円は、2週間以上の期間で海外の英語研修を希望する生徒に対しまして、1人当たり最大30万円の補助を行うものでございます。

続きまして、183ページをお開きください。

17節備品購入費のうち、1,092万円は子育て支援策としまして、市内企業がペットボトル線維を原料へ再生し、それを原料とする線維の一部に使用したエコランドセルを令和6

年度の新入学児童へ給付するものでございます。

続きまして、185ページをお開きください。

19節扶助費になります。主に、要保護・準要保護児童に対する扶助費としまして、医療費、学用品費、給食費などを援助するもので、対象児童370人を見込んでおります。

次に、3目学校建設費、12節委託料804万9,000円は、建築後約37年を経過します北川根小学校の長寿命化を図るための予防的な改修を行うための設計委託料となります。

続きまして、188ページをお開きください。

18節負担金補助及び交付金の制服等購入助成金1,920万円は、子育て支援策としまして、令和6年度に中学1年生になる児童を対象に、制服購入費用の一部を助成するものでございます。

続きまして、次のページ、189ページをお開きください。

2目教育振興費、1節報酬250万2,000円は、部活動総括コーディネーターを配置しまして、受皿となる地域団体との連携を図り、部活動の地域移行を推進するものでございます。

7目報償費、講師謝礼のうち、187万2,000円は部活動の地域移行を推進する中で地域団体の指導者配置に係る支援としての指導者謝金となります。

続きまして、次のページ、190ページをお開きください。

19節扶助費になります。小学校費と同様に、要保護・準要保護生徒に対する扶助費としまして、医療費、学用品費、給食費などを援助するもので、対象生徒240人を見込んでおります。

私からの説明は以上でございます。

○益子委員長 おいしい給食推進室長根本 薫君。

○根本おいしい給食推進室長 おいしい給食推進室根本です。よろしく願いいたします。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算、学務課おいしい給食推進室所管の予算について御説明いたします。

令和5年度給食の提供日数は、年間197日を予定しております。

まず、歳入になります。

ページのほうを戻していただきまして、41ページになります。

21款諸収入、4項雑入、3目給食事業収入、1節学校給食費です。2億6,180万6,000円は、友部、笠間、岩間、3地区の学校給食費の総額になります。月額、小学生4,210円、中学生4,620円、教職員等4,930円で、額の変更はございません。

歳入については以上です。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

181ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、こちらに友部地区の自校調理方式、小学校5校分の給食に要する経費が含まれております。

10節需用費、下から2行目になりますが、賄材料費として8,835万5,000円、友部地区小学校5校の賄材料費でございます。

182ページをお開きください。

12節委託料、下から2行目になりますが、調理業務委託料として7,756万1,000円、こちら、友部地区小学校5校分の調理業務委託料でございます。

186ページをお開きください。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費に、こちら友部地区自校調理方式の中学校2校分の給食に要する経費が含まれております。

10節需用費、下から2行目になりますが、賄材料費として4,732万円は、友部地区中学校2校分の賄材料費でございます。

続きまして、次のページ、187ページをお開きください。

12節委託料、下から6行目になりますが、調理業務委託料として3,012万9,000円、こちら、友部地区中学校2校分の調理業務委託料でございます。

続きまして、207ページをお開きください。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費は、笠間給食センター、岩間給食センターの管理運営調理事業に関する予算となります。

208ページをお開きください。

10節需用費、6行目になりますが、賄材料費1億8,760万2,000円になります。うち、1億2,678万1,000円は、笠間、岩間地区の小中学校児童生徒分の賄材料費でございます。別に、令和5年度も生産者支援事業として1,282万4,000円、笠間市産の粟を使った栗御飯、モンブラン、常陸牛、笠間市産の豚肉の提供を行います。

学校給食費負担軽減事業として3,354万6,000円、令和5年度も食材料の価格高騰対策として、給食の質、量を落とすことなく、また、給食費を値上げすることなく安定的に提供するため、価格高騰分を市が負担し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

オーガニック給食推進事業として55万8,000円、新規事業としまして、北川根小学校をモデル校として特別栽培米、コマツナ、ホウレンソウなど有機野菜の提供を行ってまいります。3年後にはモデル校を増やし、5年後には市全体でのオーガニック給食の提供を目指していきたいと考えております。

第3子給食費無償化事業として1,389万3,000円、新規事業としまして、多子世帯の経済的負担軽減支援を図るため、市内の小中学校に3人以上が在籍する世帯を対象に、第3子以降の給食費の無償化を行います。以上の4事業に係る賄い材料費が含まれております。

12節委託料、一番下の行になりますが、調理業務委託料1億1,174万9,000円は、笠間、岩間両センターの調理業務委託の経費でございます。

次のページ、209ページをお開きください。

給食配送業務委託料の1,958万円は、笠間、岩間センターからの給食配送に係る経費で

ございます。

17節備品購入費886万1,000円は、岩間センター自動食器浸漬槽の購入費用でございます。説明は以上です。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

河原井委員。

○河原井信之委員 208ページの中でお話があった、オーガニックの給食についてお聞きしたいのですが、モデルケースとして北川根でやるとありました。そこでモデルケースとしてやってみて、その後は全体的に広げていくような形になっていくのかどうかということを知りたいです。

○益子委員長 根本 薫君。

○根本おいしい給食推進室長 まず今回、モデル校として北川根小学校で行いまして、3年後にはモデル校を増やして、現在の有機米、有機野菜の収穫量を増やしていき、その後3年後にはモデル校を増やしていきたいと考えております。5年後には市全体での有機野菜の提供を行っていききたいというふうに、そこを目指しております。

○益子委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 本当に、小さい子どもたちは食べたものでしか大きくならないですし、とても給食というのは、本当に1日3食の中の一つだから、かなり体に対する影響というのは大きいと思うので、このオーガニックの取組というのは本当に素晴らしいことだと思っています。

それで、オーガニックのお米、生駒さんなんか取り組んでいますけれども、一般的にはなかなか広まっていない作り方ですから、単価なんかも高くなっちゃうと思うのですが、一般的に今、仕入れている材料と比較して、単価はどのくらい高くなるのですか。

○益子委員長 根本 薫君。

○根本おいしい給食推進室長 令和4年度の収穫した金額でございますが、現在使っている通常米が30キロ当たり1万44円で、有機米のほうの値段ですが30キロで1万5,120円と、約30キロで5,000円あたり違うところでございます。

○河原井信之委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

川村委員。

○川村和夫委員 183ページの備品購入費の2,491万円の中の、1,092万円のエコランドセルについてお聞きしたいのですが、これペットボトルで再利用ということなのですが、ペットボトルどのぐらいの量を使ってできて、なおかつ一つの単価と、

あとどのぐらい作られる予定なのか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 現在、線維メーカーと調整をしているところですが、まず、再生繊維が使われている場所なのですが、基本的にエコランドセルの強度を保つために、基本的には内張りというのですか、そこに使用を予定しております。今、その材質割合を調整しておりますので、どのぐらいの原料が必要になるかというのは、すみません、現段階では確定しておりませんので、申し訳ございません。

また、ランドセルの単価ですけれども、一応消費税別で2万円ということでメーカーには投げかけているところがございます。今回がメーカーも初の製造になるということで、ここは慎重に業者と調整をしながら進めていきたいと考えております。

あと数量でございますけれども、520名を見込んでおります。

○益子委員長 川村委員。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

それで、色というのは、どんな色を。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 色につきましては、現在1色ということで検討しております。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

川村委員。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

それで最後なのですけれども、エコランドセルの教育関係で推し進めるということなのですけれども、その教育的立場からして、どういう位置づけというか、意味づけを持つ予定なのでしょうか。子どもたちとか、父兄たちに対して、こんなものを作ったのだけれども、教育の立場としてはどういうアピールをしていく予定なのでしょうか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 資源循環型社会の形成ということで、やはり、ごみとして排出するのではなくて、資源物として使ったものを資源物として排出して循環させるという部分での環境施策、そういった総合的な学習の中での環境学習という位置づけで、エコランドセルを見て、これがペットボトルが再生されている部分があるのだということで直接認識をしていただけるものだと考えております。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 22ページを見ていただきたいと思うのですけれども、これによりますと、教育費負担金として、小学校のスクールバス料金の保護者負担金が201万4,000円、それから、中学校費としてスクールバス保護者負担金62万1,000円ということが説明でありまし

たけれども、これは小学校の場合は4キロ以遠、それから中学校の場合には6キロ以遠は無料になるけれども、それ未満のところから通う生徒への料金だというふうに言われていますけれども、ここから、これだけの費用を徴収するという、その理由についてお答えいただきたいのですが。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 スクールバスの運行につきましては、笠間小中学校の統廃合の際にその遠距離の規定を設けまして、笠間市では小学校は4キロ、中学校は6キロと、それ以上の距離につきましては無償化すると、それ以内につきましては兄弟の人数にもよりますけれども、基本小学校は3,000円、中学校は4,500円ということで協議して、有料化を決定して今まで継続してきたという経緯がございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 確かに文科省もそういうような、4キロ以遠、それから中学校は6キロ以遠というような規定で何か設けているようなのですが、その文科省の規定は文科省の規定で、それはその規定に合っていれば補助金を出すという文科省の規定なのか、仮に出す出さないは別にして、この規定は協議のときに決められた規定なので、市の考え方によって無償にしたり有料にしたりできる規定だと思っているのですが、これに市が、文科省なりが出しているものと違う補助をした場合にこれは何か違反になるとか、そういうことになるのですか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 一般的に、国や県の補助事業に対しまして、基礎自治体の市町村がそれに上乘せや横出し補助をするというのは往々にあることで、特に違反になるものではないと考えております。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 笠間市が通学代金の補助として2万円でしたっけ、市内の高校生も含めて支援をやっていますけれども、それはそれではいいのですが、この規定自体は、子どもたちや保護者がみんな望んで学校を廃止していいと、統廃合していいと望んだことではありませんので、望んだ人もいるかもしれませんが、多くの人はこれに疑問を持っていたというふうに考えていますので、これについて見直す方針はありますか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 十分に統廃合の際に検討されたものであると考えておりますので、現在、再度検討する考えはございません。

○益子委員長 では、ほかにありませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 大きく二つ聞かせてください。

1番目の大きいものは、176ページの教育費の中の事務局費の中で、所管が違うと言わ

れたのですけれども、私も所管のところで聞いても分からないのだろうと思って聞かなかったのですが、今回の予算の中で笠間市が2人、市の予算を使って教員を雇用するということなのですが、そのことについて御説明をいただきたいのです。

三つお願いします。一つは、笠間市が2名の教員を配置をする理由について、なぜしなきゃいけなかったのかということをお聞かせいただきたい。それから二つ目は、笠間市が雇用するわけですけれども、県費で雇用されている教員との処遇の差というのはあるのかどうか、二つ目にお聞きをしたい。それから三つ目は、この場合、雇用した場合に国の義務教育費の国庫負担の対象になるのかどうか、その3点についてお願いします。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 まず、2名を配置する理由でございますけれども、令和5年度に市の任期付職員として、小学校それぞれ2校に対しまして配置する予定でございます。こちら、現時点での状況なのですけれども、教員の欠員が2名、定員に対する欠員が2名を見込んでいるところでございます。また、産休代替等の代替の講師、そちらの欠員が3名欠員になっている状況ということで、合計5名の欠員が見込まれておりまして、そういった欠員になる小学校に配置しまして、授業の継続性を維持するというので、市で直接雇用するものでございます。また、県費採用の講師と処遇に差が出ないように、そちらは対応しております。

また、国の国庫補助の国の交付金の対象になるかということなのですけれども、こちらは、市直接雇用ということで、ほかの任期付職員と身分は同じになりますので、国の負担はないものと考えております。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 そうすると本来、産休代替職員の数も含めると5名欠員なのでしょう。そうしたら、県費じゃないですか、学校の教員というのは、本来県の責任だと思うのですけれども、県の責任であるものをなぜ市が肩代わりしなきゃいけないのかということの私は聞きたいということと、同時にこれは国庫補助の対象にならないというのであれば、市が持ち出しになりますよね。そういう持ち出しまで背負って、何で県費じゃない先生を市で雇わなきゃいけないのかという、その理由をちゃんと説明していただきたいのですけれども。

○益子委員長 お願いいたします。

○野沢指導室長 学務課指導室長の野沢です。よろしくお願いたします。

石松委員からありました御質問にお答えするのですが、令和4年度、笠間市内の学校で年度途中で産休に入る、あるいは病気で療休に入るというような教員が数名おりました。しかし、その補充に対しては、途中で教員不足がありまして、成り手がいないというのが非常に大きな問題になりました。教員が2名足りない学校も、年度途中にはありました。そうすると、ほかの教員、教務主任であったり教頭であったり、あるいは校長先生まで授業に出るといような、学校がなかなかうまく機能しないような状況が起きました。

そこで、令和5年度は市の独自の教員を雇いまして、もしそういった状況が起きた場合に、臨時的に学校を移動して、その場合に対応できるような、そういうふうな対処が必要であろうということで、今回2名任用いたしました。

以上です。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 ということは、そういう不測の事態が起こったときに対応できるような県の体制がないということも、一方では私は問題だと思うのです。ただ、子どもたちのことを考えたら、授業がちゃんと継続されていかないとこれは問題なので、ここで予算を使うことについて私は全く反対ではないのですけれども、そういう県の問題であるということは我々市議会としてもきちんと認識をして、県に対して物を言っていかなきゃいけないんじゃないかなと思うのです。多分、執行部も県に対して言われていると思うのですけれども、その辺はどうなのですか。

○益子委員長 野沢宗嗣君。

○野沢指導室長 私のほうでは、水戸教育事務所というのが笠間市の教員の管轄になっておりますので、そういったところで、所長、課長の面談のときに、現場は教員不足で非常に困っているのだということ、それから年度途中で探せない、笠間市は来年度、だから独自の雇用を2名するのですということ、そういったことは県に伝えてくださいということはお伝えいたしました。

以上です。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 二つ目に移ってもいいですか。41ページの給食費のところなのですが、保護者、中学校、小学校を含めて、あと学校の先生を含めて、給食費の値上げはしない、前年度と同じということなのなのですが、それと支出のほうがいろいろな項目に分かれていて、計算ができなかったのです。

それで知りたいのは、給食費は、保護者等からもらう給食費は維持はしますよね。でも、燃料費とか運搬とか値上がりしています。そうすると、賄材料費だけじゃなくて、配送料とか委託料そのものが値上がりしていると思うのですけれども、この値上がり分というのは新年度予算の中では総額でどれくらいになるのです。要するに、給食費を頂いていて、必要経費で不足する額が去年に比べてどれくらい上がったのかというのが、もし分かればそれを知りたいのですけれども。

○益子委員長 根本 薫君。

○根本おいしい給食推進室長 まず、歳入のほうでございますが、給食費収入としまして、申し訳ございません、繰り返しの部分になりますが、現年度分で2億6,149万1,000円、過年度分で31万5,000円を予定しております、歳入のほうは2億6,198万1,000円でございます。

続きまして、歳出のほうの部分でございますが、総額で6億7,184万3,000円という、こちら人件費のほうは除いておりますが、なっております。

委託料等につきましては、こちら、調理業務で3年、配送で5年でございますので、契約の切り替わりでなければ金額が増えるということはありません。

あと、賄材料費につきましては、総額でこちら、今年度新しく生産者支援事業、給食費負担軽減事業、オーガニック給食推進事業、あと、第3子の給食費負担軽減事業も含めまして、総額で3億2,327万7,000円になっているところでございます。

○益子委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 よく分からないのですけれども、要するに給食費代、値上げをしないと、運送費も燃料費も材料費も値上がりしているけれども、値上げをしないその差が出るけれども、その差額というのは3億2,320万円というふうに理解していいのですか。それは、正しい数字ではないのですか。その額をできれば知りたいのですけれども。

○益子委員長 今、計算できますでしょうか。

○根本おいしい給食推進室長 ちょっと待っていただけますか。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○益子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

石松委員。

○石松俊雄委員 その数字は市民の皆さんにお知らせをしたいので、後で教えてください。

それともう一つは、今回、給食費軽減支援事業というのがあって、その事業を起こしたから、給食費の値上げはしなくて済んだのだと思うのですけれども、この事業というのはこれから先、来年、再来年というのは続けていくのかどうか、その点、見通しをお聞きしたいのですが。

○益子委員長 根本 薫君。

○根本おいしい給食推進室長 こちらの事業でございますが、今年度は1人当たり、令和5年度は1食30円でほぼ見込んでいるところでございまして、ただ、すぐに価格が以前のように戻るかというところちょっと難しいというふうに考えておりますので、今のところ当面の間、続けていく事業であるというふうに思っております。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 189ページ、12節委託料のところについてお伺いをいたします。それで、この委託料は1,766万5,000円で、内訳として、スイミングスクール指導業務委託料が401

万4,000円、スイミングスクール送迎業務委託料が509万1,000円と、このように計上されています。

それで、水泳の授業の民間委託に関してなのですけれども、まず、御説明では、先生方の負担の軽減にもなると、それと指導者の指導がなかなか上手で、水泳も上達していると、そのような、あとプールの施設の維持管理が費用の点で難点があると、そういうところ、主にこういうところから推進をされているのかなというふうに理解しているのですが、まず、授業なのですけれども、多分2時間続けて、2時間の時間を取って水泳の場所に行って指導を受けるというような話だったかと思うのですけれども、実際、何時間の時間で1回の水泳の授業を行うようになっているのでしょうか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 1回の水泳の授業につきましては2時間の枠を確保しまして、1回の民間プール等での水泳授業を行うということで、令和5年度も継続してまいります。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 ということは、往復の時間も含めて2時間ということですよね。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 そのとおりで、移動時間も含めて2時間ということでございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 であれば、水泳の授業の中身が指導の時間が少なくなるのではないかと。

それともう一つは、この水泳を行う場所がたしか、ゆかいふれあいセンター、それと旧笠間にある民間のプールの施設というふうに伺っておりますけれども、笠間の民間の施設も真新しいものではなくて、そのうち改修が必要になる可能性があるなど建物なんかを見ていて思うのですけれども、大規模な改修が必要になったときに、笠間市なんかではその費用の一端を補助するようなことになるのか、それともそういうことは全くないのか、どちらですか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 笠間地区につきましては、パシフィックスポーツプラザのプールを使用しております。また、使用するに当たりましては、インストラクターの費用と場所の使用料というものを支払っておりますので、更新する際には、市が何かしら負担をするという考えはございません。あくまで、使用料の中で、あとは事業者がその使用料等、営業利益の中から施設の改築等をするものだと考えております。

○益子委員長 違う質問でしょうか。3回目になりましたので。

○石井 栄委員 じゃあ、暫時休憩にしてもらって、ちょっと続きをやりたいのです。

○益子委員長 暫時休憩いたします。

午後零時04分休憩

午後零時06分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石井委員、では最後の質問ということでお願いいたします。

○石井 栄委員 体育の専門の教科の教員、専科の教員というのは足りているのですか。

○益子委員長 野沢宗嗣君。

○野沢指導室長 小学校については、小学校の免状の中には体育専門とかということはないので、全部の教科を教えられるというようなことで免許が出ておりますので、体育専門の者を全ての学校に配置しているわけではありません。

ただし今、全国的に専科授業を増やそうというふうな流れになっておりますので、笠間市においては、小学校の体育専門を2名採用しております。県のほうから配置されております。

○益子委員長 では、ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 同じ189ページなのですが、先ほどの部活の地域移行というところで、初年度を迎えるわけで、パート報酬が250万2,000円、講師謝礼が330万8,000円が取っておりますが、これ、来年度から始めるに当たって、どういうふうに移行を来年度完成させるのか、それとも来年度はこの一部でこういうことをやっていくのかということを確認したいと思います。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 まず初めに、令和4年度に県の委託事業としまして、笠間中学校の女子バレーボール部、友部中学校の相撲部、岩間中学校の剣道部につきまして、休日の指導をお願いしております。令和5年度につきましては、この三つの部活動を引き続きこちらの国、県の補助金を活用しまして、また実施していくということを考えております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これから地域移行が進んでいくと思うのですが、その中には体育部ではなく、文化部もあると思うのです。そういうところも含めて、どういうふうに移行していくか、見通しをお願いしたいと思います。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 現在、モデル事業としては運動部の3部を実施しているところなのですが、文化部、主に対象となってくるのは吹奏楽部かと考えております。吹奏楽につきましては、楽器等が学校にあるというような状況ですので、そういった部分の移行につきましては、指導者を各学校に派遣して、指導して行うような形を考えております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 先ほど吹奏楽部と言っていましたけれども、音楽に関わる市民の方、ピアノを含めて多くいると思うので、市民の方が関わりを持って部活を推進するという意味

では有意義だと思いますので、しっかり進めていただきたいと思います。

以上です。

○益子委員長 ほかにありませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 ページは、34ページです。中学校費補助金の中の地域部活動推進事業補助金なのですが、先ほど内桶委員からも地域移行というお話がありましたけれども、やっぱり少子化で部活動が単独で事業が行えないという現状の話をよく聞きますけれども、この補助金というのはコーディネーター等に与えるその補助金だというふうに先ほど御説明がありましたけれども、そういった地域移行に関するようなコーディネートのお話なのでしょうか。それとも、どのようなコーディネーターのお仕事なのでしょうか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 コーディネーターにつきましては学務課内に配置しまして、受皿となるスポーツ団体や文化団体などつながりを持って、中学校の部活動とマッチングをしていくというような位置づけで配置を予定しております。

○益子委員長 河原井委員。

○河原井信之委員 先ほど相撲や剣道などのお話がありましたけれども、その他にも、野球もサッカーもそういう状況だと思うのですが、そのほか進められている話というのは現在ありますか。

○益子委員長 稲田和幸君。

○稲田学務課長 現時点で明確になっていますのは、先ほど御説明させていただきました運動部、三つの部のみとなっております。

○河原井信之委員 分かりました。ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午後零時08分休憩

午後1時00分再開

○益子委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

生涯学習課長松本浩行君。

○松本生涯学習課長 議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算のうち、生涯学習課所管分の主なものにつきまして御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

29ページを御覧ください。

上の表の下段です。6目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金の埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金は、笠間城の調査や開発計画などに係る試掘や発掘調査などの経費のうち、補助対象となる経費の2分の1を計上したものです。

なお、国の補助名称に緊急とありますが、通常の補助と変わりはありません。

次の教育支援体制等構築事業費補助金は、寺子屋事業に対する国の3分の2の補助金でございます。

次に、歳出でございます。

191ページを御覧ください。予算書のページ数で11ページ強にわたりますので、新規事業や主なものを説明させていただきます。

9款教育費、5項社会教育費の1目社会教育総務費は、家庭教育や人権教育、全国子ども陶芸展、市史研究など13の事業の予算でございます。主な新規事業は、次の192ページを御覧ください。

12節委託料の欄、最後の飛虎將軍展業務委託料は、台湾交流進化プロジェクトの一環として、台湾で戦時中の出来事により、後に飛虎將軍として神格化された茨城県出身の日本人故杉浦茂峰氏が筑波海軍航空隊に配属されていたことを縁として、同館で企画展を開催するものです。

次に、少し飛びまして、197ページを御覧ください。

最下段です。ここから198ページの4目歴史民俗資料館は、友部地区の歴史民俗資料館や岩間地区の郷土資料館などの維持管理費などでございます。

198ページを御覧ください。

節の欄4段目の14節工事請負費は、歴史民俗資料館へ新たにエアコンを設置する経費を計上したものでございます。

次に、同じ198ページ下段の5目研修所費は、岩間体験学習館分校の管理運営に要する経費でございます。

次の199ページを御覧ください。

6目青少年育成費は、寺子屋やチャレンジスタディー、二十歳の集いなど七つの事業に係る経費を計上したものでございます。

次に、200ページを御覧ください。

7目文化財保護費でございますが、主なものなどございますが、次の201ページを御覧ください。12節委託料の測量業務委託料は、笠間城の測量業務で、同じ欄下から3行目の商品開発委託料120万円は、笠間市と水戸市、牛久市の県内の日本遺産認定3市共同で関連商品を開発するもので、次の案内業務委託料は、来年度、4月23日の第4日曜日から開始する大日堂の案内業務を観光協会に委託を予定するものでございます。

次の式典開催業務委託料も、同じ大日堂の4月15日土曜日に予定するオープンセレモニーや同日開催する木村武山講演会に係る経費でございます。

次に、14節工事請負費でございますが、昨年末に国の登録有形文化財に認定された大郷戸地内の富田家住宅に係るものが主なもので、案内標識や駐車場のほか、水洗トイレなどの整備を予定するものでございます。

ページ最後の18節負担金補助及び交付金は、次の202ページを御覧ください。

上の表のかさましこ日本遺産活性化協議会への負担金のほか、指定文化財管理費補助金で、稲荷神社が実施している重要文化財である本殿の屋根改修に係る国県市それぞれの補助金のうち、市の負担分の1,587万4,000円が主なものでございます。稲荷神社では、全体の改修計画を令和6年度までの3年間総額2億4,000万円としておりまして、令和5年度の改修費は約9,300万円を予定しております。

続いて、下の表、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。スポーツ少年団などの各団体の運営支援やハーフマラソン大会や中学駅伝大会など、スポーツ大会の開催、こちらに係る17事業に係るもので、主なものでございますが、204ページを御覧ください。

12節委託料の欄、上から4行目のイベント委託料351万円は、台湾交流進化プロジェクトの一環で実施する台湾小学生スナッグゴルフ交流などに係る経費でございます。台湾の小学生6名とその指導者2名を招待し、市内小学生とのスナッグゴルフなどによる交流を行うものでございます。財源には、対象事業費の5分の4が助成されるスポーツ振興くじ助成金を充てる予定でございます。

18節負担金補助及び交付金でございますが、次の205ページを御覧ください。

中ほどでございます。連携中枢都市圏構想負担金は、プロスポーツ等による地域活性化事業として、上限を200万円とする事業費を圏域内の9市町村が人口割で負担し、会場を持ち回りで実施するスポーツフェスティバル開催に係る負担金でございます。圏域内に拠点を置くプロスポーツ選手が小中学生に対して体験教室やミニゲームなどを実施し、子どもたちの記憶に残る貴重な体験の場を提供するものでございます。今年度の第1回は、ひたちなか市で茨城ロボッツや水戸ホーリーホックなどが参加して開催されましたが、来年度は笠間市の総合公園が会場となる予定でございますので、茨城アストロプラネッツと茨城バックボーンの地元のプロチームにも参加していただく予定でございます。

次の笠間スポーツコミッション事業負担金は、コミッションの運営に係る経費のほか、各種大会開催に係る負担金で、大会の中で主なものは4月12日から15日にムラサキパークかさまで開催されるスケートボード日本オープンで、パリオリンピックの選考も兼ねる大会ですので、次に世界で活躍する選手が決定される大会となっております。

下段の目が変わりまして、2目体育施設費は、市が管理するスポーツ施設の維持管理に係る経費で、主なものは、次の206ページを御覧ください。

12節委託料は、直営で管理するスポーツ施設の草刈りやトイレ清掃委託料と指定管理料

などで、13節使用料及び賃借料の土地賃借料は、岩間海洋センターや大原グラウンドなど六か所のスポーツ施設の借地料でございます。

14節工事請負費は、総合公園のテニスコートのナイター照明を現在の水銀灯から電気効率のよいLEDに改修するものでございます。

以上で説明を終わります。

○益子委員長 説明会が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 201ページの件についてお伺いをいたします。委託料1,368万8,000円の中で、測量業務委託料799万5,000円が笠間城の測量業務に関する費用だというふうにお伺いしましたがけれども、この測量業務というのは何年に始まって、現在どの辺まで業務が進んでいるのでしょうか。お願いします。

○益子委員長 松本浩行君。

○松本生涯学習課長 測量業務につきましては、来年度のこの予算で、ほぼ地形測量が完了する見込みとなっております。今年度から発掘調査が始まっておりまして、令和5年、令和6年まで発掘調査は続ける予定でございます。その後、報告書を2年間で作りまして、令和9年度にできれば国に申達、文化財としてふさわしいというような申達をしていきたいと考えております。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今、しんたつとおっしゃいましたか。どのような字を書くのですか。

○益子委員長 松本浩行君。

○松本生涯学習課長 申出の申すというのと、達成ですか、国、簡単に申せば申請するといったような形です。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、申達されると、どこかの審議会で検討されて、結果が出るということになるのですよね。どういう審査会なのですか。

○益子委員長 松本浩行君。

○松本生涯学習課長 こちら国の指定を狙うのか、まずは県の指定を狙うのかというようなところは、これからの調査を行いまして、出てくる遺物によって決定されることとなります。なので、申請する先、県になるのか、国になるのかによりまして、審査する機関が変わってくるということになります。

○益子委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 205ページの笠間スポーツコミッション事業負担金、先ほど1,539万

1,000円の説明がありましたが、これ事業の負担金ということで、その運営面と、イベントも入っていたので、その運営とイベントに分けたときにどのくらいの金額になっているのかお願いしたいと思いますけれども。

○益子委員長 松本浩行君。

○松本生涯学習課長 運営面に関しましては、約300万円となっております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 じゃあ、ほかはイベントという形の中で、その内示会でのスポーツコミッションの事業で、これより多く1,734万3,000円という総込みで195万2,000円多くなっているのですが、その事業に対してどう、こういう事業があるのかお願いしたいと思います。

○益子委員長 松本浩行君。

○松本生涯学習課長 その事業費につきましては、1名会計年度任用職員を雇っておりますので、その人件費を含めて1,700万円の事業費となっております。

○内桶克之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午後1時15分休憩

午後1時15分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公民館所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館横田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算のうち、公民館所管分につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、議案書23ページを御覧ください。

中段の14款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、1節社会教育使用料223万2,000円でございますが、各公民館の施設使用料でございます。

次に、46ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入でございます。公民館所管分は、下から8行目の各種講座参加者負担金（友部公民館）から、下から2行目の各種講座参加者負担金（岩間公民館）まででございます。主なものといたしまして、市民体育館電気使用料（笠間公民館）600万円につきましては、市民体育館分と公民館分の受電設備が同一敷地にあ

りますので、公民館でまず一括支払いをし、後から体育館分を雑入として収入するものでございます。また、各種講座参加者負担金ですが、かさま志民大学及びかさま子ども大学、サマースクールなど、講座の参加者負担金でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出につきましては、193ページからになります。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、令和5年度は6,848万1,000円で、前年度比1,143万3,000円の増になります。

なお、増額の主なものといたしましては、電気料金の高騰によります光熱水費の増が主なものでございます。

歳出の内容といたしましては、笠間、友部、岩間3公民館の施設管理や運営に係る費用、各種講座の運営費、公民館まつりや市民美術展覧会などの事業に係る費用などがございます。

それでは、節別に主なものを御説明申し上げます。

1節の報酬1,358万9,000円につきましては、公民館運営審議会の委員報酬のほか、会計年度任用職員のパート報酬として計上しております。

次に、7節報償費168万9,000円ですが、かさま志民大学やかさま子ども大学におけます講師謝礼の報償費などがございます。

最下段の10節需用費2,788万1,000円は、電気料や水道料など施設の管理運営に伴う費用や施設の修繕に対応する費用などを計上しております。

続きまして、194ページを御覧ください。

最上段の11節役務費101万7,000円は、電話料等の通信運搬費が主なものでございます。

12節委託料1,771万3,000円は、施設保守点検委託料や清掃委託料などが主な支出内容になります。

なお、一番下の行、特殊建築物定期報告業務委託料につきましては、建築基準法の規定により3年に1回建築物の調査報告が必要なことから、笠間と友部公民館分の委託料を計上しております。

最下段の13節使用料及び賃借料108万1,000円は、かさま子ども大学の合同開校式に伴うバスの借上料や事務機器のリース料が主なものでございます。

続いて、195ページになります。

最後に、18節負担金補助及び交付金62万7,000円につきましては、市民美術展覧会実行委員会と笠間市文化連盟への補助金が主なものでございます。

説明は以上でございます。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 2 2 分休憩

午後 1 時 2 4 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

笠間図書館長谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 笠間図書館谷田部でございます。よろしくお願いいたします。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算、図書館所管分について御説明いたします。

図書館の予算につきましては、笠間、友部、そして岩間の各館の施設管理及び運営に係る予算でございます。

それでは、議案書46ページを御覧ください。

歳入でございます。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入4億6,035万3,000円のうち、図書館所管分は28万2,000円でございます。内容につきましては、一番下の行の利用カード再発行料から、次ページ、47ページの自動販売機設置料、電気料でございます。

続きまして、歳出でございます。

195ページを御覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、本年度予算額は、1億8,391万7,000円でございます。

主なものについて御説明申し上げます。

1節報酬から8節旅費は、主に図書館サービスに係る会計年度任用職員の人件費などでございます。

10節需用費4,191万5,000円は、閲覧用の新聞、雑誌購入や装備、資材などの消耗品費、次ページ、196ページを御覧ください。笠間及び友部図書館の施設管理に係る光熱水費、そして、修繕料は、施設設備や機器などの修繕に伴う予算でございます。

12節委託料1,579万6,000円は、笠間及び友部図書館の施設管理に係る保守点検などの委託料や清掃業務など、図書館運営に係る委託料でございます。

次ページ、197ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料2,172万円は、友部図書館の土地賃借料や電子図書館で提供する電子書籍使用料344万6,000円、そして図書館システム賃借料でございます。

17節備品購入費2,001万6,000円は、図書館資料の購入費が主なものでございます。各館

の予算内訳は、笠間及び友部図書館それぞれ800万円、岩間図書館400万円の予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 195ページの図書館費で全体的な話なのですが、今年の予算が512万9,000円、去年の予算より減っているという状況の中で、燃料費とか電気代とか高騰しているのですけれども、減った原因というのはどういうところが一番主なものなのか、教えてください。

○益子委員長 谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 減った原因ということでございますけれども、令和4年度、今年度ですね、友部図書館の空調設備の工事が修繕ございました。その関係の予算が約2,000万円でございますので、その分で減ったところがございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その空調で2,000万円減ったということは、500万円減っているのですが、実際、1,500万円が工事費がかかっている、実際には燃料費の分が相殺しているということではよろしいですか、500万円。

○益子委員長 谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 電気料の部分でございますけれども、前年に比べると、実際には972万1,000円ほど増額して予算計上してございます。

○内桶克之委員 分かりました。ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 197ページの17節の備品購入費2,001万6,000円となっております、図書購入費に主に充てる費用になっているわけです。この図書は、種類別に言うとうるい分類のものをどの程度と予定している費用なのでしょうか。

○益子委員長 谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 これまでの購入の傾向でございますけれども、2,000万円のうち、図書購入費、児童書を含めた一般書も含めて、これ大体1,700万円ほどでございます。また、視聴覚資料ということで、DVD、あるいはCDの部分でございますけれども、そちらのほうは300万円でございます。

そして、本のところのほうの御質問なのかなと思いますけれども、毎年約7万点ほどの新刊が発行されるという中にございまして、その中で一番多いのは、種類で言うと一般書

関係、あとは小説、実用書あるいは小説関係が多いところであります。また、その中でも特に児童書関係もごございますので、そちらのほうは次年度予算でもそうですけれども、充実させているというところはございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その図書の購入に対する市民の希望というのもあると思うのです。それはどのように購入に反映されているのでしょうか。

○益子委員長 谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 利用者の方、市民の方もそうですけれども、基本的にはリクエストという言葉を使っておりますけれども、用意できるものは、購入すべきものは購入し、他館で持っている部分ですか、古い本なんかで持ってない部分がございますので、そちらについては他館から借受けするという制度もございますので、そちらのほうを活用して、ほぼ100%に近い形では希望に答えているような形で対応してございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 市民の中にたくさん本を持っている人がいて、百科事典とか、そういうものや何かシリーズの本を持っている人がいて、図書館のほうに寄贈をしたいという希望を持っている方もいるように聞いていますけれども、それは希望があれば受け取ってもらえるのですか、どういうふうになるのですか、希望があった場合には。

○益子委員長 谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 寄贈の御質問だと思います。

実際、今、質問にあった百科事典の場合ですけれども、百科事典については原則受け取らないという形で対応しています。また、内規で定めまして、内規、図書館内部で検討しまして、3年以内の新書については受け取るということでございます。

もう1点ございました、郷土資料、特に笠間市に関する本などについては、うちのほうでお預かりさせていただいて、判断させていただくということでございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません、1点お聞きしたかったのですが、内訳、内示のときには笠間図書館のサービス事業が1億2,500万円です……。

○益子委員長 ページ数をお願いします。

○鈴木宏治委員 すみません、内示の資料なので、ほかが2,500万円ぐらいで、笠間だけ突出して多いのはなぜかなと思って、そこだけ聞かせていただきたいと思います。

○益子委員長 谷田部仁史君。

○谷田部笠間図書館長 笠間図書館では、3館図書館がございまして、統括館という位置づけになっておりまして、先ほどの御質問に出た図書購入費、あるいは会計年度の人件費などについては笠間図書館で一括して取りまとめて計上し、管理しているという

ころで御理解いただければと思います。

○鈴木宏治委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

以上で教育委員会関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午後 1 時 3 4 分休憩

午後 1 時 3 5 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業経済部農政課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農政課長礪山浩行君。

○礪山農政課長 農政課の礪山です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算の農政課所管分の予算につきまして御説明いたします。主要な事業や重要事務事業、予算内示会においてお示ししました事業を中心に説明させていただきます。

まず、歳入から御説明いたします。

30ページをお開きください。

農政課所管分の歳入合計は、2億3,644万5,000円です。

4目農林水産業費県負担金、1節農業費県負担金、多面的機能支払交付金事業負担金8,016万9,000円は、市内の活動組織42団体の活動費用に対する国、県からの交付金でございます。

33ページを御覧ください。

4目農林水産業費県補助金1億2,466万9,000円のうち、農政課所管分は1億1,833万9,000円でございます。

上から2段目、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金1,184万3,000円は、笠間市農業再生協議会運営のための国の補助金でございます。

上から6番目、地域集積協力金事業補助金2,416万円は、農地中間管理機構を通じて担い手農家への農地の集積、集約化を図る地区に対する国からの補助金でございます。

次の経営転換協力金事業補助金100万円は、経営転換する農業者やリタイアする農業者などが中間管理機構に農地を貸し付け、農地集積に協力する者に対する国からの補助金でございます。

一つ飛びまして、農業次世代人材投資資金補助金1,050万9,000円は、新規就農者の確保

を目的に就農後の経営安定化に向け、国からの補助金でございます。次の儲かる産地支援事業補助金1,488万8,000円は、生産性向上のためICTや高性能機械の導入に対する県からの補助金でございます。

下から2番目、中心経営体農地集積促進事業補助金2,937万5,000円は、土地改良事業整備費の農家負担分の軽減のため、担い手農家への農地集積率に応じて交付される国県からの補助金でございます。

一番下、集約化奨励金事業補助金1,017万9,000円は、一定割合以上の農地を農地中間管理機構から転貸し、または農作業受託により地域内農地の集約化の取組に交付される国県からの補助金でございます。

39ページをお開きください。

13節森林環境整備基金繰入金、1節森林環境整備基金繰入金2,484万2,000円は、笠間つつじ公園の周辺の森林整備や、上郷地区において森林所有者への今後の森林管理の意向調査費用として、森林環境譲与税を原資とした積立金から一般財源へ繰り入れるものでございます。

歳入については以上です。

続きまして、歳出に移ります。

133ページをお開きください。

農政課所管分の歳出合計は、7億710万8,000円です。

3目農業振興費2億5,651万1,000円は、全て農政課所管分でございます。

1節報酬、上から2番目、鳥獣被害対策実施隊報酬619万5,000円は、市内の鳥獣被害対策として組織しております笠間市鳥獣被害対策実施隊の隊員25名への活動に対する報酬となります。

134ページを御覧ください。

12節委託料、上から4番目、設計業務委託料1,254万円は、笠間クラインガルテン施設の老朽化が進んでいることから、さらなる修繕を行うための実施設計委託料でございます。

上から6番目、地域資源PR委託料914万6,000円は、笠間市産米高付加価値化やブランド化に向けて意欲のある個人や団体、または法人に対して販路拡大のための必要な資機材費用の補助、知識を学べる講座、プロモーションの実施など販売強化に対するブランディングを行い、高価格販売を目指すための委託料453万8,000円と、笠間の栗を戦略的にPRするため、都内でのイベント開催などの運営業務やスタンプラリーの電子化などによる委託料460万8,000円でございます。

下から2番目、加工品開発委託料30万円は、笠間市産米の消費拡大を図るため、米粉を使用した新たな商品開発に取り組むための委託料でございます。

一番下、クラインガルテン指定管理料1,000万円は、令和4年度から指定管理者になっている株式会社マイファームへの指定管理料でございます。

135ページに移りまして、一番上、笠間の栗海外販路拡大事業委託料340万6,000円は、台湾への笠間の栗ペーストの輸出成功を足がかりとし、新たな販路開拓や商品化につなげ知名度向上を図るため、新たに渋皮煮などの加工品の充実を行うための委託料でございます。

136ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金になります。

上から2番目、連携中枢都市圏構想負担金（先進的農業実践人材の育成）13万8,000円及び上から3番目、同じく地場産品の販路拡大とブランディング15万6,000円は、令和4年度から水戸市と連携8市町村による県央地域の連携中枢都市圏の取組として実施しているものであり、ICTやドローンを活用した先進的農業の人材育成、地場産品のPRや地場産品を活用した新メニューの開発などを行うため、水戸市への負担金でございます。

上から5番目、地域集積協力金事業補助金2,416万円は、農地を茨城県農地中間管理機構を活用して、担い手農家への農地の集積に取り組んだ地域を支援するための補助金でございます。現在、新たに土地改良事業を進めております石井・来栖・稲田地区において、取組を実施する予定でございます。

次の経営転換協力金事業補助金100万円は、経営転換する農業者やリタイアする農業者などが農地中間管理機構に農地を貸し付け、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者に対し、補助金を交付するものでございます。

下から2番目、担い手対策強化促進事業補助金1,120万5,000円は、認定農業者や新規就農者に対して、農業経営の規模拡大や作業の効率化を図るため、農業機械や施設などの導入費用に補助するものでございます。

137ページに移りまして、一番上になります。

主要農産物総合支援事業補助金2,233万1,000円は、生産性向上のための農業機械やICTコンバインやトラクター、農薬散布ドローンなど高性能機械の導入費用に補助するものでございます。歳入で御説明いたしました、県補助金の儲かる産地支援事業補助金を充当する事業でございます。

下から5番目、農業次世代人材投資資金補助金1,050万円は、新規就農者の育成支援としまして就農後の経営安定化に向け、生活費等の支援をするための補助金でございます。

その下、栗生産規模拡大支援事業補助金から栗栽培機材導入補助金は、儲かる笠間の栗産地づくりを推進するために継続して行っている事業であり、栗の栽培面積を拡大する生産者の新植や改植に対する支援、また、新植間もない時期の未収益期間の収入補償、県が優良品種として推奨している苗木の購入支援、栽培機材や新たに焼き栗などの新たな事業を始める際の設備導入の支援、栗を栽培する生産者に農地を貸し出す農家に対する支援のための補助金でございます。

138ページに移りまして、一番上になります。新規就農者育成総合対策事業補助金600万

円は、新規就農者の育成支援といたしまして、経営開始後の経営発展のために必要な機械や施設の導入及び経営開始時点における生活資金を支援するための補助金でございます。

次の小菊生産支援事業補助金783万4,000円は、平成5年から茨城県銘柄産地の指定を受けている小菊の栽培技術の継承、生産量を確保し、産地として維持をするための小菊栽培に係る作業の省力化や効率化など新たなスマート農業に取り組むため、機械導入に対して支援をするための補助金でございます。

次の集約化奨励金事業補助金1,017万9,000円は、一定割合以上の農地を農地中間管理機構から転貸し、または農作業受託により地域内農地の集約化の取組に交付される補助金でございます。

次の儲かる笠間の栗産地づくり協議会補助金1,955万円は、かさま新栗まつりや都内でのイベントの開催、新規ポスター等の作成、関係機関などと連携したPR活動、また、原料となる栗の生産量や品質の向上を図るための剪定講習会や、加工品の安定供給のためのむき子マイスター養成講座などを開催し、笠間の栗のブランド向上へ取り組むための補助金でございます。

4目水田農業費6,387万5,000円は、全て農政課所管分でございます。

18節負担金補助及び交付金、水田農業奨励事業補助金3,630万8,000円は、主食用米に代わる転作作物として、麦、大豆、飼料作物など集団で転作に取り組む16組織に対して、作物、面積に応じて支援する補助金でございます。

139ページに移りまして、一番上、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金1,184万3,000円は、水田農業を推進するに当たり、笠間市農業再生協議会が現場での推進活動や要件確認などを行う際に必要となる経費を支援し、事業を円滑に進めるための補助金でございます。

続きまして、5目畜産業費82万3,000円は、全て農政課所管分でございます。畜産業を推進するための消耗品や牛、豚に係る家畜伝染病の検査手数料などでございます。

6目農地費3億2,149万1,000円は、全て農政課所管分でございます。

141ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金、上から3番目、経営体育成基盤整備事業負担金4,725万円は、県の事業として行われる大淵地区、石井・来栖・稲田地区における水田や畑の区画整理事業、友部中央地区における農業用排水施設や農道の再整備に係る事業費の県負担でございます。

上から6番目、機構関連整備事業調査負担金1,230万円は、県の事業として行われている南友部・大田町地区の水田の区画整理事業に係る事業費の県負担分でございます。

上から7番目、農地集積促進型負担金2,100万円は、県の事業として行われる押辺・安居地区の測量や揚水機場の再整備に係る事業費の県負担金でございます。

下から3番目、中心経営体農地集積促進事業費補助金3,525万2,000円は、友部・小原地

区、随分附地区において、農地を担い手農家への集積集約化を促進するため、集積率に応じて整備事業費の一定割合を地区に交付し、農家の事業費負担を軽減するための補助金でございませう。

142ページに移りましては、上3番目、多面的機能支払交付金1億689万3,000円は、農地や農業用施設、景観などを適切に管理し、農業の多面的な機能を發揮させるため、42活動組織が行っている農業用施設や農村環境の保全活動普及啓発のための地域活動支援するための交付金でございませう。

2項林業費、1目林業振興費4,217万3,000円は、全て農政課所管分でございませう。

12節委託料、森林間伐等委託料928万7,000円及び意向調査委託料609万4,000円は、森林整備を推進するため、森林環境譲与税を活用して、笠間つつじ公園周辺約1.3ヘクタールの森林の間伐などを行ってまいります。また、豊富な森林資源として利用可能な人工林などが多い条件の整った岩間・上郷地区において、森林所有者に対して今後の森林経営の意向について調査を行ってまいります。

143ページに移りまして、24節積立金、森林環境整備基金積立金2,582万7,000円は、森林整備や林業経営を担う人材の育成、森林所有者の意向調査などの財源に充てるため、国から譲与される森林環境譲与税を基金として積み立てるものです。

2目林道費1,526万7,000円は、全て農政課所管分となります。

14節工事請負費、林道補修工事費1,121万9,000円は、市内にある林道3路線の補修工事費用でございませう。

農政課の説明は以上となります。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 137ページを御覧ください。そこに、農業次世代人材投資資金補助金として1,050万円が計上されておりますけれども、これは、新規就農者の生活支援と、このように説明があったかと思うのですが、これ何名、それでどの程度、どういう項目への支援なのか、教えてください。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 農業次世代人材投資資金補助金の交付の内訳ということでございませうが、個人型で交付している方が150万円の4名の方を支援しております。御夫婦で新規就農された方が2組、こちらにつきましては年額225万円を補助しているところでございませう。

使い道につきましては、生活支援ということなので、特に何と何を買いなさいとかというところではなく、150万円で生活に関する必要な補助のため交付するものでございませう。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 これは何年間、この補助を受けられるのでしょうか。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 個人型、夫婦型とも5年間、年間幾ばくかのお金を補助しているというものでございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、補助を受ける条件というのは、どういう条件があるのでしょうか。万が一、離農するとか、そういうときには何かあるのでしょうか。その辺お願いします。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 基本的にこの補助金を受ける要件といたしましては、市と茨城県の笠間普及センターが合同で収支計画や、何を作りたいのとかという5年間の経営計画をつくります。それに従って、これなら補助金を交付しても問題ないだろうという方に対して、認定新規就農者という認定をいたしまして、それを受けた方に対しての補助ですので、この5年間のうちに離農されるというケースは、ほぼゼロでございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 139ページのところをお願いしたいのですが、直接支払推進事業補助金1,184万3,000円というのがここに記載されておりますけれども、これは、対象は幾つの農業経営体を想定しているのか、それで支援金は直接支払の補助金は幾らぐらいになるのでしょうか。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 これは、この補助金に関しましては、おのおのの農業経営体に支払うものではなく、生産調整などを取りまとめる笠間市農業再生協議会の運営に関する補助金でございます。再生協議会の一つの事業として、経営所得安定対策直接支払推進事業というのがございまして、それに関する費用に充てるために笠間市農業再生協議会に対して補助を行っておるものです。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、農業再生協議会のほうから農業者に対してどんな支援が行くのでしょうか。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 同じ138ページにございますが、水田農業奨励補助金、転作作物に取り組む方とか、あとは、麦、大豆、飼料作物などを扱う方、これに加えて新規需要米として飼料用米や飼料用稲等に金額はおのおの違いますが、そういう補助金の支出を一括で管理するのが、農業再生協議会ということでございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 134ページです。地域資源PR委託料974万6,000円なのですが、先ほどの説明では、栗、米のPRのための委託ということで、これ委託先はどこを考えているのか、お願いしたいと思います。

○益子委員長 礒山浩行君。

○礒山農政課長 まず、栗に関しましては、今回JRのDCキャンペーンと組んだり、あとはどこの会社に委託するというのではなく、例えば友部サービスエリアを栗の時期に栗で装飾をかけようとかというものでございまして、栗に関しては、広告代理店に発注するのではなく、おのおの市のほうで発注していくという考えでございまして。

米のブランド化につきましては、現在いろいろ調査中なのですが、例えば地域おこし協力隊のOBでプロモーションとかデザインの経験のある方に委託をかけていく、もしくはその広告代理店等々ところにかけていくのが有効なのかというのを今、調査しているところでございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 分かりました。もう1点、別によろしいですか。

次のページ、笠間の栗の海外販路拡大事業委託料が、340万6,000円が出ています。今回、栗をやるということなのですが、これに対しての委託というのは、どこを想定しているのですか。

○益子委員長 礒山浩行君。

○礒山農政課長 これに関しても、昨年度、我々自力でいろいろ研究しながら、海外への運送会社、検査を行う業者、あとは台湾での商社と我々個別に交渉して、成功したものでございます。今回、金額かなり大きいのですが、渋川煮、ペースト、その他何社か分を持っていきたいと、向こう台湾側でも選んでいただくような形で想定をしております。

どうしても最小の小ロットで送ると、航空便で送らなくちゃならない。そうすると、船便の10倍ぐらいの運賃がかかってしまうので、一般の企業ではその負担をするのは、試験輸出でやるのは厳しいだろうというところで、このような金額になっておりますので、今までの我々が独自で開拓した輸出のルートを活用しながら、品目を増やしていくというふうなイメージで340万6,000円を計上させていただきました。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今の説明でいくと、農政課が開発した、例えば台湾の業者とやり取りをするということの委託という考え方なのですね。

○益子委員長 礒山浩行君。

○礒山農政課長 台湾側の商社にもルートをつくることができましたし、台湾の有名ホテルのシェフ、メトロポリタンプレミア台北、JR系のホテルの総料理長なんかとも関係が構築できたので、その台湾側の商社とメトロポリタンの総料理長を軸として、そこから横

展開を図って、台北市内の高級料理店に向けた輸出を試みる、チャレンジするという事業でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 それに関して、海外に持っていくとなると、このグローバルギャップとかの生産性のところで出てくると思うのですが、その点はどのようなのですか。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 今年度、令和5年度に関しましては、台湾側に商機があるのか、ビジネスとして成り立つのか、成り立たないのか、今、他の自治体で今までやっていたような、取りあえず持って行って、向こうでバーンと投下して後に続かないということは我々考えておりませんので、あくまでも後のビジネスにつながるような形というところで、まずは小ロットで感触を見る。で、大ロットで必要になれば、やはり当然グローバルギャップとか、HACCPとかというところが必要になっていきますので、それが必要になった時点で、また追加の支援を考えていかなくちやならないと考えているところです。

○益子委員長 ほかにありませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 136ページの地域集積協力金事業補助金なのですけれども、担い手への補助ということで、稲田や来栖で行われるということなのですけれども、どのような事業で、どのようなことにお金が使われるのでしょうか。

○益子委員長 礪山浩行君。

○礪山農政課長 地域集積協力金事業補助金の使い道でございますが、これに関しましてはモデル地区として石井地区と、2として来栖・稲田・飯合に使っていくわけですが、この使い道自体は集積協力金ですから、あくまでも地元のほうで使い道を考えていただく、担い手の機械を買うのに援助するという場合もございますし、今後必要な土地改良の運営に関するランニングコストのためにストックして、それを使おうというところと様々ございますので、基本的には地域側で使い道を考えていただくというところですが、将来の修繕に向けた積立金とか、あと何年か分の笠間市の土地改良運営事業協議会に払う負担金を、ここで交付されたお金を使って農地を持っている方のおののおが払うのではなくて、そういうところに一括でお支払いするというふうに使われるのが一般的となっております。

○河原井信之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩

午後 2 時 13 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商工課長の小松崎でございます。どうぞよろしく願います。

議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算のうち、商工課所管の予算の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

それでは、歳入について説明させていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

上段、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、6節事務手数料、上から3段目の火薬類取締法関係許可事務手数料として8万9,000円を計上してございます。

続きまして、33ページをお開き願います。

下から2段目、16款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、1節商工費補助金は、災害対策利子補給補助金として3万円を計上してございます。

次に、36ページをお開き願います。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、上から2段目、市街地活性化基金利子として3,000円を計上してございます。

次に、39ページをお願いいたします。

下から3段目、19款繰入金、2項基金繰入金、15目市街地活性化基金繰入金、1節市街地活性化基金繰入金は、市街地活性化基金繰入金として300万円を計上してございます。

次に、41ページをお願いいたします。

中段の21款諸収入、3項貸付金元利収入、3目自治金融預託金元利収入は、自治金融預託金元利収入として、歳出予算と同額の2,400万円を計上してございます。

続きまして、45ページをお開き願います。

4項雑入、5目雑入、2節雑入、上から8段目、笠間焼貸工房使用料としまして210万円を計上しております。

以上で歳入予算の説明を終わります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

143ページをお開き願います。

下段、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、主に職員の人件費とございます。

次の144ページをお開き願います。

18節負担金補助及び交付金として、笠間たばこ販売協同組合に対する補助金としまして10万円を計上してございます。

中段、2目商工振興費でございますが、主に中小企業金融支援事業、雇用対策事業、創業支援事業、地場産業である笠間焼及び稲田御影石の支援事業関連の経費でございます。

7節、報償費23万円につきましては、笠間焼及び石の百年館における事業費等への報償費として計上してございます。

10節需用費215万7,000円の中の光熱水費108万円につきましては、石の百年館の維持費として、光熱水費として計上してございます。

12節委託料1,379万2,000円の主なものといたしまして、次の145ページをお開き願います。上から1段目、施設管理委託料として、石の百年館の管理費として308万4,000円、上から3段目、中小企業金融制度事務委託料として110万円、上から6段目、地元雇用対策事業委託料として、地元企業への雇用創出を目的としまして、インターンシップの促進のためのサイト構築や企業向けのセミナーの開催並びに就職マッチングフェアを開催するための経費として366万6,000円を計上してございます。

次の段、笠間焼工房支援委託料といたしまして、借上施設の維持管理のための経費として195万4,000円を計上してございます。

続きまして、新規事業として、10段目の笠間ショッピングセンター周辺利活用検討業務委託料100万円につきましては、既存の公園と商業施設が一体となって場の創出に向けた検討をするための費用として計上してございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料240万円につきましては、笠間陶芸修行工房 n i d o の施設借上料として計上しております。

14節工事請負費317万4,000円につきましては、稲田石のモニュメント設置工事費として60万円を計上してございます。

次の段の新規事業として、石材施工技能士育成を図るための間知積工事費として257万4,000円を計上してございます。

18節負担金補助及び交付金6,858万1,000のうち、負担金の主なものとして、一番下の茨城県伝統的工芸品産地交流促進協議会負担金30万円、次のページをお開き願います。上から2段目、茨城貿易情報センター、ジェトロへの負担金として10万円、上から4段目の笠間焼誕生250年祭実行委員会負担金として200万円、上から5段目、連携中枢都市圏構想負担金としまして、事業者の経営力強化事業に160万1,000円、次の段の合同就職説明会及び相談会開催事業に51万6,000円を計上してございます。

新規事業としまして、下から5段目、頑張る女性応援金300万円につきましては、就職やスキルアップを目的にした資格や技術を取得するための講座等の受講費用の一部を補助するための費用を計上してございます。

続きまして、補助金ですが、笠間焼協同組合に振興対策事業分として186万円外15件でございます。主なものとしましては、一番下の商工会への補助金ということで2,000万円、次の147ページをお開き願います。上から3段目、ふるさとまつり i n かさま補助金とし

て700万円、次の段、陶炎祭交通渋滞対策補助金として500万円、次の段、笠間焼産地後継者育成補助金として346万5,000円、次の段、住宅店舗リフォームを促進するための建設事業振興補助金として1,000万円を計上してございます。

新規事業として、下から3段目、笠間焼販路開拓支援事業補助金480万円につきましては、意欲のある作家や団体が新たな販路開拓に向けた取組に対し、費用の一部を補助するものです。

一番下の女性創業支援事業補助金100万円につきましては、市内での創業に対し女性枠を新たに設置しまして、支援するための費用2件分100万円を計上してございます。

続きまして、一番下になります、20節貸付金2,400万円につきましては、自治金融の預託金として中小企業の振興のための金融支援制度を維持していくため、必要な経費として計上してございます。

以上で商工課所管の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

川村委員。

○川村和夫委員 かさまち娘の応援プロジェクトの中で、予算化はされていませんけれども、商工課の中にワンストップの相談ができる担当者を配置するとあるのですけれども、何名配置して、これプロパー職員なのでしょうか。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 かさまち娘相談応援窓口につきましては、現在、プロパーではなくて、職員で対応する予定でございまして、特に専門職を置くという形ではなく、既存の今いる職員の中で、相談内容によってハローワークにつないだり、商工会につないだりということで、その辺の相談を受けていきたいと考えております。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

川村委員。

○川村和夫委員 分かりました。

もう一つなのですが、この事業は市として目玉の事業なっていると思うのですが、1年間でビジネスモデルを構築できれば一番いいのでしょうか、そのために、商工課だけじゃなくて、商工会を絡んだりとか、あとは国の独立行政法人ですが、中小機構だとか、日本政策公庫みたいな資金とか、そういう連携なんかを模索はしないのでしょうか。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 当然市の職員だけでは相談の限界はあるので、そういった外部機関との連携は密にしながら、相談件数も増えていければと考えております。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 二つございまして、146ページの頑張る女性応援基金で300万円、これは今回、女性のためのということで力を入れているのですが、これを政策に当たって補助金を出すということで、女性の意見というのはどう取っているのか、お願いしたいと思います。つまり、女性を支援するために女性に聞いてつくっているのでしょうかという意味、こういう補助金があったほうがいいよねというのをちゃんと女性の方に聞いてつくっているのか、確認したいと思います。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 女性から直接の意見というのは聴取はしていないのですが、今後の経済状況とか社会の維持、成長に向けては女性の活躍というのは欠かせないということで、今回、制度設計したものです。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 就職とその女性の考え方というのは乖離があると思うのですが、やっぱり女性が就きたい職業のところから入っていくやり方と、就職で欲しい人材から入っていくという考え方が、そこにちょっと差があると思うのですが、支援する形でいくと、女性がどういう形で仕事をしたいかというのが重要だと思うのです。

ですから、そこら辺をしっかりとサポートできるようにヒアリングして、どういうものをしていくかということをやったほうがいいのかと思うので、そこら辺はちょっと考えてやったほうが良いと思うのですが。よろしいですか。

○益子委員長 答弁ありましたら。

小松崎 守君。

○小松崎商工課長 今回の支援メニューですと、教育訓練給付という制度を想定しているのですが、そちらを受ける際にはコンサルティングとか受けた上で講習に進んでもらうということで、その辺を利用してやっていきたいと考えております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 それに関連して、別なのですが、次のページに、女性創業支援事業補助金という、これもあるのです。だから、就職か創業かということが選べる。創業に当たっても女性が創業しやすいということを考えてやっていると思うのですが、そこら辺の考えは反映できているのかなということで、同じ質問をしたいと思います。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 創業支援に関しては、既存の創業支援により女性が創業しやすいようにということで要件を緩和した制度を考えています。実際、創業されるのか、資格取得に向けて動くのかというのは、相談のほうで振り分けしていくようになるかと思います。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これ移住の関係からいくと、いろいろ移住した人がいて、その中で女性がやっていくとなると、農業とかもあるのですが、例えばデザインとか、そういうものでやりたいとかという人もいると思うのです。ですから、職種は決めないでいいと思うのです。で、女性に力を入れているというのは分かるのですけれども、その女性がどういう形でこの地域で生きていきたいかというのが、目標にあると思うのです。だから、そこを支援できるような制度になるのが一番いいと思うので、そこもしっかり女性の人たちの意見を取って応援できるというなと思っているので、そこをしっかりとやっていってください。

○益子委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 145ページ、お願いします。そこの中段辺りかな。地元雇用対策事業委託料というのが366万6,000円になっておりますが、この地元雇用対策事業というものの中身と、委託料と書いてありますが、委託先はどこなのか、お願いします。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 地元雇用対策事業委託料ということで、高校生とか、これから就職する方に対しまして、企業側が出向いて行って説明会をしたり、それから専用サイト、インターネットのサイトを使いまして地元企業のPRとか、そういったことを実施してございます。今年、委託先については、株式会社セキショウキャリアプラスという会社に委託してございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、セキショウキャリアプラスというところが、場所か何かを確保するというか、出向くわけですね、どこかにその場所か何かを借りて、どういうふうに。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 市内の高校、友部高校と笠間高校ですか、そちらの場所に出向いて、企業もそちらに出席するようになるのですが、そちらで説明会、相談ですね、企業説明などを行ってございます。

○益子委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、企業が何社か来るのですよね。何社ぐらい地元の企業が来るのでしょうか。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 今年度、友部高校のほうで2月14日に実施していきまして、企業が6社、参加してございます。同じく、2月22日に笠間高校で実施していきまして、15社の企業に参加いただいております。

○益子委員長 ほかにありませんか。

川村委員。

○川村和夫委員 147ページの下から3番、友部駅前魅力向上推進事業の補助金と、その一つ空いている上の友部駅前創業支援事業補助金なのですけれども、この補助金を使って令和4年度は件数か、何かあったのでしょうか。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 今年度の友部駅前の創業支援ということで、今現在、2件の創業、1件が美容室、1件が寿司店ということで、これから交付になります。

○川村和夫委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにありませんか。

河原井委員。

○河原井信之委員 147ページで、笠間焼の産地の後継者育成補助金や笠間焼の販路開拓支援事業ですとか、笠間焼関連がありますけれども、これは、笠間焼の協同組合にこれは出して、笠間焼の協同組合から回したりとかもしていらっしゃるのですか。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 こちらの二つの補助金は、笠間焼協同組合ではなくて、直接市が市に申請いただいて、補助金を交付しているような制度です。

○河原井信之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかにありませんか。

坂本副委員長。

○坂本奈央子委員 すみません、1件だけ確認をお願いします。145ページの海外販路開拓支援事業委託料ということで62万4,000円が上がっているのですが、これは、これまでジャパンプランドとして国の補助を受けていた事業になるのでしょうか。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 こちらの海外販路開拓支援事業委託というのは、これまでのイギリスのロンドンも含めまして、新たな開拓に際しまして試作品を送ったりという部分を委託するような事業として計上してございます。

○益子委員長 坂本副委員長。

○坂本奈央子委員 ということは、もうジャパンプランドの国の補助は3年間の期限があったと思うのですが、それは今年度で、令和4年度で終了ということ。

○益子委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 ジャパンプランドとしての事業としては、今年度で最終年度を迎えまして、引き続き笠間焼協同組合が主体となりましてイギリスの販路というのは継続して行っていく予定となっております。

○益子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 3 5 分休憩

午後 2 時 3 6 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第37号 令和5年度笠間市一般会計予算の観光課所管分の予算につきまして御説明いたします。

まず、歳入から御説明申し上げます。

観光課所管分の歳入合計は、152万4,000円となります。

34ページをお開き願います。

16款県支出金、3項委託金で、35ページに今度なります。4目商工費委託金、1節観光費委託金12万4,000円は、市内における観光動態調査の活動費用に対する県からの交付金でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入8,260万8,000円のうち、観光課所管分は上から6番目の土地貸付収入140万円となります。愛宕山のグランピング施設、エトワ笠間へ貸付けをしております土地の貸付料となります。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

観光課所管分の歳出合計ですが、6億9,708万1,000円となります。

148ページを御覧ください。

1目観光総務費5,919万7,000円は、全て観光課所管分でございます。

7節報償費12万5,000円は、先ほど収入にありました、観光動態調査として、笠間稻荷神社とあたご天狗の森公園大駐車場で定点調査をする調査員への謝礼となります。

12節委託料1,025万3,000円は、観光キャンペーンや観光案内、観光PRの推進を担う笠間コンシェルジュ委託料でございます。現在、20名が所属してございます。

18節負担金補助及び交付金、主なものとしましては、2番目、ジオパーク推進協議会負担金122万円、こちらはつくば市が事務局としまして6市で運営をしまして、貴重な地形や地質、生態系の成り立ちを紹介する活動などのへの負担金でございます。

一番下4番目、市内観光周遊バス運行負担金420万円は、友部駅北口を発着としバスを運行している協議会への負担金でございます。

149ページを御覧ください。

同節、上から4番目のフィルムコミッション運営負担金100万円は、茨城県フィルムコミッションと連携しまして、テレビドラマや映画など市内で撮影するロケ班などの誘致を図るための経費でございます。

一番下の9番目、観光協会補助金3,387万円は、笠間の観光推進の中心を担っておりまして笠間観光協会の強化を図るための補助金でございます。

2目観光振興費5,125万4,000円は、全て観光課所管でございます。

150ページを御覧ください。

10節需用費496万9,000円は、第116回笠間の菊まつりの学校配布用ポットマグの購入のほか、市の総合パンフレットを一新するための印刷製本費が主なものとなっております。

12節委託料、上から4番目、台湾交流事業委託料2,797万3,000円でございますが、台北市にある笠間台湾交流事務所の運営委託料で、笠間市農業公社と業務運営委託契約を結んで運営をしております。

次の訪日団体旅行客促進事業推進委託料100万円は、4月から茨城空港と台湾南部の高雄市を結ぶ航空便の就航に伴いまして、笠間市へのインバウンド誘客促進のための費用となります。

次の市内周遊ツアー誘客事業委託料215万4,000円は、東京圏などから笠間へのバスツアーを実施するもので、茨城デスティネーションキャンペーンに絡めまして、市内聖地の巡礼や地場産地を堪能するもの、日本遺産ツアー、あとはサイクリストを対象としたツアーなどでございます。

次のバーチャル観光案内システム運営業務委託料257万4,000円は、道の駅かさま、友部駅、岩間駅に設置しておりますバーチャル観光案内の運営に係る費用でございます。

次の地域事業活性化支援事業委託料192万8,000円は、市内の伝統と歴史ある祭りの開催を支援するための費用でございます。

最後9番目、記念事業委託料176万6,000円は、笠間台湾交流事務所設立5周年を記念して行うレセプションに合わせまして、台湾への訪問ツアーを実施するための費用となっております。

151ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金650万円は、第116回を迎える笠間の菊まつり実施に向けた補助金で、笠間の菊まつり連絡協議会を補助するものでございます。市民参加型の持続する祭りに向け、役割を明確化して進めております。

3目観光施設費5億8,663万円は、全て観光課所管分でございます。

1節報酬1,652万5,000円は、菊栽培所の会計年度任用職員分の賃金を計上してございます。現在は、菊栽培所所長1名、栽培指導員1名、あと会計年度任用職員の体制を取ってございます。令和5年度から、新たに菊栽培専門職員1名が配属となる予定でございます。

12節委託料、2行目の管理業務委託料1,321万7,000円は、笠間工芸の丘の整備工事やあたご天狗の森公園整備工事などに伴う監理業務の委託料でございます。

3行目の設計業務委託料217万7,000円は、建築家伊藤豊雄氏の初期の作品で指定管理により一般公開されております笠間の家の屋根改修工事に伴う設計業務の委託料でございます。

152ページを御覧ください。

上から3番目の草刈り等委託料373万8,000円は、稲荷駐車場山麓公園、つつじ公園周辺と菊栽培所などの除草作業委託料でございます。草刈り回数は、駐車場は年4回、それ以外の施設は年2回を予定してございます。

上から9番目、笠間の家指定管理料295万円は、令和5年度から3年間指定管理者となる、いばらきの魅力を伝える会への指定管理料でございます。

その下のあたごフォレストハウス2施設指定管理料1,305万円は、令和5年度まで指定管理である笠間観光協会への指定管理料でございます。

次の笠間工芸の丘指定管理料967万6,000円は、令和7年度までの指定管理者である、笠間工芸の丘への植栽管理の指定管理料でございます。

次の北山公園指定管理料1,500万円は、令和5年度から3年間指定管理者となる、笠間市造園建設業協同組合への指定管理料となります。

次のつつじ公園指定管理料4,550万円は、令和6年度までの指定管理者である、笠間観光協会への指定管理料でございます。

2行下の笠間歴史交流館井筒屋指定管理料1,795万円は、令和8年度までの指定管理者である、いばらきの魅力を伝える会への指定管理料でございます。

また、一つ上の行になりますが、危険木伐採委託料1,000万円は、佐白山周辺、北山公園、愛宕山等の事故防止のために、枯れてしまった古損木や落ち枝の除去を行う委託料となっております。

13節使用料及び賃借料481万3,000円は、菊栽培所やあたご天狗の森公園、北山公園、市内各所の各施設の土地の賃借料でございます。

153ページをお開き願います。

14節工事請負費、2番目の笠間工芸の丘整備工事費1億9,808万円は、建築後24年が経過したことから、令和5年度、令和6年度の2年間大規模改修をしまして、芸術文化の交流拠点としてリニューアルするための工事費用となります。令和5年度は、全体工事費の40%を計上してございます。

3番目、あたご天狗の森公園整備工事1億9,800万円は、愛宕山地域全体の活性化を図ることを目的に、眺望や自然環境を生かした公園のデザインリノベーションを行う整備工事費用となります。

17節備品購入費1,010万4,000円は、笠間工芸の丘内に設置する能島ギャラリーの彫刻の

分の台座を購入する費用を計上してございます。

観光課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○益子委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 質疑を終わります。

以上で産業経済部関係各課の審査を終わります。御苦労さまでした。

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

次の委員会は、明日10日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

午後2時48分散会